

# 宮城県埋蔵文化財発掘調査標準

平成31年4月

宮城県教育委員会



## はじめに

埋蔵文化財行政は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容や価値に応じて適切に保存し活用することを基本とする。これにより地方公共団体は埋蔵文化財の保存のための発掘調査（行政目的調査）を実施することになる。

平成 16 年には、文化庁が設置した埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会により『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』がまとめられた。これによれば、標準とは「単に調査や記録・資料作成作業の手引きではなく、記録保存のための発掘調査の基本理念や調査方法の原則を示し、それに基づいた作業工程とその目的・意義等の基本的事項を明らかにしたもの」と位置づけられている。更に、「各都道府県においては、文化財保護法第 93 条第 2 項に定められている記録保存のための発掘調査の指示等の事務執行における基本的な指針として、この標準に準拠して「基準」を定める必要がある」とし、「各地域における遺跡のあり方等の特性上、この標準以上の内容が必要と判断される場合があれば、都道府県や地域ブロック単位で、その内容を一部修正し、あるいはより具現化したものとするのが適当である」としている。

宮城県では、この指針に従い、宮城県における遺跡の特性やこれまでの調査方法等を踏まえて、ここに『宮城県埋蔵文化財発掘調査標準』を策定することとした。本標準は、記録保存調査の一連の工程における作業内容の根拠を示すとともに、それぞれの作業内容に必要な費用等の積算をするための基礎となるものである。本標準が、県内における行政目的の発掘調査にあたり、より計画的・効率的な発掘調査の実施に資することを期待する。

## 例 言

1. 本標準は、平成 16 年 12 月 20 日付け文化庁次長通知「行政目的で行う埋蔵文化財調査の標準について」（16 庁財第 312 号）に基づき、宮城県内において行政目的で実施される埋蔵文化財発掘調査の標準について、必要な事項を示すものである。
2. 本標準は、宮城県教育庁文化財課が以下の経緯を経て策定した。

平成 30 年	2 月	素案作成
	4 月	ワーキンググループによる検討開始
	9～11 月	課内における原案検討
	12 月	県内市町村文化財担当者への説明会開催
平成 31 年	2 月	市町村文化財担当者会議における報告
	3 月	策定
3. 本標準は、発掘調査の進展に伴う技術の進歩や調査手法の見直し等にしたがって、適宜改定を行う。
4. 本標準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。

# 目 次

はじめに

例 言

<b>第1章 行政目的で行う発掘調査</b> …………… 1	<b>第3章 整理等作業の標準</b> ……………20
1. 試掘・確認調査…………… 1	1. 基本方針……………20
(1) 内容…………… 1	(1) 作業対象の選択と作業の実施……………20
(2) 方法…………… 1	(2) 作業の担当者……………20
2. 記録保存のための調査（本発掘調査）… 2	(3) 作業の実施時期……………20
3. 保存・活用のための調査…………… 3	2. 整理等作業の工程とその内容……………20
<b>第2章 発掘作業の標準</b> …………… 4	(1) 記録類と遺構の整理……………21
1. 基本方針…………… 4	(2) 遺物の整理……………22
(1) 遺跡の種類・立地に対応した発掘作業…………… 4	(3) 調査成果の総合的検討……………27
(2) 目的に即した作業方法の選択と実施…………… 4	(4) 報告書作成作業……………27
(3) 正確さと客観性の確保…………… 4	<b>第4章 発掘調査報告書の標準</b> ……………30
(4) 的確な記録・資料の作成…………… 4	1. 報告書の意義……………30
(5) 安全で確実な作業の実施…………… 5	2. 報告書の構成・内容と留意事項……………30
2. 発掘作業の工程とその内容 …… 5	(1) 報告書の構成……………30
(1) 発掘前段階の作業…………… 5	(2) 各項目の記載内容と留意事項……………31
(2) 表土等の掘削…………… 7	3. 報告書の体裁・形態……………37
(3) 基本層序の確認と遺構の検出…………… 7	4. 報告書の刊行……………37
(4) 遺構の調査…………… 8	<b>第5章 発掘調査資料の保管と活用</b> ……………39
A. 竪穴建物の調査…………… 9	1. 記録類や出土遺物の保管と活用……………39
B. 竪穴建物以外の調査……………11	2. 発掘調査報告書の公開と活用……………39
(5) 遺構の記録作成……………16	関係資料
(6) 現場における出土品の取扱い……………17	・発掘調査安全衛生管理マニュアル……………41
(7) 自然科学的分析……………18	

# 第1章 行政目的で行う発掘調査

行政目的で行う埋蔵文化財の発掘調査には、1. 試掘・確認調査、2. 記録保存のための調査（本発掘調査）、3. 保存・活用のための調査がある。本標準は主に記録保存のための発掘調査を対象として、具体的な作業内容を定めるものであるが、試掘・確認調査や保存・活用のための調査も基本的にこれに準じる。これらの発掘調査を円滑に進めるには、経費・施設・人員等を確保し、調査全体の進行や安全を管理するといった組織的対応が不可欠であり、『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（埋蔵文化財の発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、平成26年10月）に基づいて、適切な体制を整備する必要がある。

## 1. 試掘・確認調査

### （1）内容

埋蔵文化財を適正に保護していくためには、遺跡の所在や範囲を把握し、開発事業者側とその取扱いについて調整する必要がある。また、調整の結果、記録保存のための調査（→第1章2）が必要となった場合、その調査に必要な期間・経費等を算定するには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・時代・性格、遺構・遺物の内容と密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。

これらの必要な知見や情報を得る目的で行う予備調査として、「分布調査」「試掘調査」「確認調査」がある。分布調査は、踏査によって遺物の散布状況や地形の特徴等を把握する調査で、掘削を伴わないことから得られる情報は限定的である。試掘調査は、地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査である。確認調査は、遺跡の範囲・深さ・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査である。これらの調査を開発事業が計画されている区域において行う場合は、土地所有者の承諾を得るとともに、調査の方法や期間等について、事業者や周辺住民にも十分な理解を得ておく必要がある。

### （2）方法

試掘・確認調査の方法は、記録保存のための発掘調査に準じる部分も多く、ここではその特質的な部分に限って概要を記述する。

試掘・確認調査では、分布調査の成果や地形等を考慮しながら、多くの情報を効率的に得ることができる試掘坑（トレンチ）を設定する。開発事業に伴う場合、事前に図面と現地を対照しながら、事業予定地の範囲を確認し、試掘坑の位置や作業期間・工程の計画を立てる。案件ごとに、開発事業の範囲や内容と遺跡とのかかわりを十分考慮し、目的とする情報が効果的・効率的に得られるよう、調査の面積や方法等を決定する。

試掘坑の掘削方法は、人力で行うか、重機を利用するか、または両方を併用する。遺構が確認された場合は、その範囲・種類・性格・密度・遺物量等を確認し、必要に応じて遺構の断ち割り<sup>（注1）</sup>等を

行って深さ等の遺存状況や時代等を確認する。遺構が確認された面よりもさらに下層に古い時期の遺構面が予想される場合は、遺構の分布しない空白地等でさらに深い試掘坑を設定し、下層における遺構の有無を確認する。試掘坑が深くなる場合は、事業者や土地所有者の理解を得たうえで、安全に十分注意して実施する。また、調査後の土地利用に支障をきたさぬよう、埋め戻し等の復旧方法についても、あらかじめ事業者や土地所有者と打ち合わせておく。

調査の記録として、写真を撮影し、平面図・断面図等を作成する。出土遺物は、後の調査（本発掘調査）の重要な情報となるため、出土遺構・層位等を正確に把握する必要がある。遺構が確認されなかった場合でも、基本層序や旧地形の状況を観察し、今後周辺で開発が生じた際の参考となるよう心がける。

注1 断面を観察するために遺構を部分的に掘り下げる調査方法には「断ち割り」「半裁」「半截」等の呼称があるが、本標準ではこれらを含めて「断ち割り」と記載する。

## 2. 記録保存のための調査（本発掘調査）

開発事業者との調整・協議の結果、現状で保存を図ることができなくなった埋蔵文化財について、行政上の措置として、その内容を記録にとどめるために行う発掘調査である。このような発掘調査が必要な場合として、「宮城県発掘調査基準」（平成12年4月）では、①工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合、②掘削が及ばなくとも、工事により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合、③恒久的な工作物の設置により、埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合の3つを定めている。

発掘調査の記録は現状保存できなかった遺跡に代わって国民の文化的資産として後世に残すものであり、その内容に一定の質を保つ必要がある。よって、各調査機関は、発掘調査を適切に実施し、それに伴う記録類および出土遺物について適切に保管・活用を図らなければならない（第5章）。

発掘調査は、現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」）、調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」）を経て、発掘調査報告書（以下「報告書」）の刊行に至る一連の作業によって完了する。

**発掘作業（第2章）**とは、現状保存を図ることができない埋蔵文化財について、土壌の特徴を見極めながら掘り下げ、埋蔵された遺構と遺物の存在や様態、およびそれらの有機的な関係を明らかにして、記録を作成する作業である。遺跡の破壊を伴う行為でもあり、やり直しや再検証は不可能であることを十分に理解して行う。

**整理等作業（第3章）**とは、発掘作業で得られた記録と出土した遺物について、考古学の手法を中心に他の分野の研究成果も用いて整理・分析し、遺跡の内容をまとめた報告書の作成を目的として行うものである。さらに、遺跡に関する基本的な資料である記録類と出土遺物を将来にわたって保管し、公開と活用に備えるための作業でもある。

**報告書（第4章）**とは、現状保存を図ることができなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録のうち最も中心的なもので、発掘調査の成果を周知し、活用するための基礎となる資料である。内容は行政的に講じた措置の記録と学術的な成果の記録からなる。

発掘調査は、考古学を中心に今日の学術的な水準を踏まえたうえで、必要な作業を、問題意識をもって、調査目的に応じて必要な範囲で実施するものである。それによって得られた遺跡に関する有用な記録は、可能な限り客観的で正確かつ必要十分な形で後世に残す必要がある。特に記録保存のための調査においては、遺跡の内容や規模に応じた適正な経費と期間を踏まえて、全工程を見通してバランスのとれた作業配分で進めなければならない。そのために、各工程の目的・意義や作業内容と、それに要する作業の質および量の程度等を、各調査員が十分に理解してあたる必要がある。

### 3. 保存・活用のための調査

地域の歴史や文化を理解するうえで重要な遺跡を対象に、その内容の解明や保護、整備・活用等を目的として行う学術的な発掘調査である。遺跡の保存や史跡指定を目指して範囲・内容を確認するための調査、保存や史跡指定された遺跡について整備・活用に必要な情報を得るための調査といった、さまざまな段階がある。それぞれに応じて、報告書作成までを見据えた計画の立案と、調査体制の構築・整備等を行う必要がある。また、目的達成のために適切な調査範囲の選択と調査区の設定を行い、必要最低限の掘り下げにとどめることを原則とするなど、発掘調査による埋蔵文化財への影響を最小限にすることが重要である。

史跡に指定されている遺跡の発掘調査は、主にそれを管理する地方公共団体が法や条例にもとづく現状変更の許可を得たうえで、遺跡の保存に重大な影響を及ぼさないよう留意して行う。整備等の計画とも整合性を図る必要があり、指導委員会等の指導・助言を受けながら実施することが求められる。なお、史跡整備に伴う発掘調査の詳細については、文化庁文化財部記念物課『史跡等整備のてびき』（平成17年6月）で記述されている。

## 第2章 発掘作業の標準

### 1. 基本方針

#### (1) 遺跡の種類・立地に対応した発掘作業

前章で述べたように、発掘作業は遺跡を破壊する行為であり、遺跡を構成する主要な要素である遺構と遺物の関係を切り離すものでもあることから、細心の注意をはらって分析・検討に有用な情報を確認・把握し、記録しながら進めなければならない。

通常、遺跡にはその種類や立地環境に応じた発掘作業の方法があり、例えば集落遺跡と古墳、窯跡では作業の方法が異なる。また、台地上に立地する遺跡は遺構検出面が比較的浅く、遺構面も単一であることが多いのに対し、低湿地に立地する遺跡は遺構面が複数あることが多く、木製品や動・植物遺存体などの有機質遺物の出土にも注意をはらわなければならない。発掘作業はこのような遺跡の種類・立地の差異に応じて、適切な方法で実施する必要がある。

#### (2) 目的に即した作業方法の選択と実施

発掘作業における各工程の作業は、目的や方法を正しく認識したうえで行う必要がある。また、各工程の作業は同じ比重で行うものではなく、遺構と遺物の所在と両者の関係を明らかにすることが重要であり、それに重点をおいた工程をとる必要がある。各工程内の作業は、期待される成果と作業に要する労力を勘案し、最も有効かつ効率的な方法を選択して適用する。全工程の中でも「遺構調査」の工程は最も重要であり、十分な時間を充てて慎重に作業する。また、遺物は出土状況等から資料的価値を的確に判断し、それに応じた方法で取り上げる。

選択した作業方法によって得られる結果が、発掘調査全体を通して後の作業や最終の成果にどのように生かせるかを考え、必要十分な作業の実施に努める。

#### (3) 正確さと客観性の確保

発掘作業の成果を学術的にも活用しうる水準に保つためには、正確で客観的な作業を実施する必要がある。層位の把握や遺構の重複関係の確認といった重要な工程にとどまらず、発掘作業計画の立案の段階から日々の進捗、発掘成果の検討に至るまで、複数の調査員で検証しながら行うことが望ましい。やむをえず1人の調査員で発掘作業を行う場合は、過程の要所において第三者の検証を受けることなどが必要である。

#### (4) 的確な記録・資料の作成

発掘作業の各工程においては、確認した事実や得られた成果の記録を適切に残すことが必要である。単に記録が詳細であればいいというものではなく、後の整理や分析および報告書の作成に有効で無駄のない記録とするために、最適な方法を採用しなければならない。

遺構の記録は基礎的な資料であるため、必要な情報を的確に、可能な限り漏れなく捉えた実測図、



写真等を作成する必要がある。遺物の出土位置の記録は、出土状況によって資料的価値を正しく判断し、その価値に応じた方法を選択する必要がある。

また、日誌類は調査の経過や体制を記したもので、行政的な記録を兼ねるため、後年に作業の検証等が可能なように全期間を通じて確実に作成する。

## **(5) 安全で確実な作業の実施**

発掘調査を安全かつ確実に実施するためには、調査開始前の環境整備が不可欠である。人員や調査面積等に応じて、調査事務所・休憩所・トイレ・器材倉庫の設置、駐車場や排土置場の確保、器材の準備等を行う。掘削・測量・撮影に使用する器材とともに、現場の環境を維持するための器材（養生シート・土嚢・発電機・水中ポンプ・安全対策の設備等）も準備する必要がある。

現場での発掘作業はその性格上、常に土砂崩壊、感電、高所からの転落等の危険を伴うため、労働安全衛生法等に基づいた安全基準を遵守し、発掘調査に携わる調査員・作業員に安全意識を徹底させ、事故のないように配慮しなければならない。また、現場内だけでなく、周辺環境（近隣に鉄道や道路がある時は特に）や地元住民への配慮も必要である。雨水や土埃、騒音等に注意を払うとともに、大雨や強風等の災害も想定した現場管理が求められる。

安全管理は発掘作業の全工程にわたって必須である。その詳細は「発掘調査安全衛生管理マニュアル」（平成26年11月）として別に定めており、以後の記述では特に注意を要する事項のみ個別に記載する。

## **2. 発掘作業の工程とその内容**

発掘作業の基本的な工程・内容を大別すると、(1) 発掘前段階の作業、(2) 表土等の掘削、(3) 基本層序の確認と遺構の検出、(4) 遺構の調査、(5) 遺構の記録作成、(6) 現場における出土品の取扱い、(7) 自然科学的分析となる。このうち(5)から(7)の作業は(1)から(4)の作業と並行して行われるものである。以下に各工程について述べる。

### **(1) 発掘前段階の作業**

試掘・確認調査等の結果と周辺のこれまでの調査成果に基づき、発掘調査の範囲・工程等の計画を決定するとともに、具体的な発掘の方法について検討する作業である。基本的な工程には、①現地踏査と掘削前の地形測量、②発掘調査区の設定と測量基準点の設置がある。

#### **① 現地踏査と掘削前の地形測量**

遺跡では、土地の起伏や地割が遺構を反映している場合、あるいは地表面に散布する遺物が遺構の年代や内容を示している場合等があり、現地を踏査・観察することで有用な情報が得られることが多い。そのため、調査対象範囲および周辺の十分な現地踏査を行ったうえで、掘削前の対象地の現況写

真を撮影するとともに、現地地形が遺構の形状を反映しているとみられる場合は、地形図等の記録を作成する必要がある。これらの作業は、調査開始後に調査区の拡張や新たに調査区を設定するうえでも有効である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
現地の踏査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上に顕在する遺構（古墳の墳丘、建物の礎石や基壇、城柵の築地や土塁、城館の縄張り等）や、地表面に散布する遺物を現地を確認する。</li> <li>・周辺の地形を示す図として、各市町村の都市計画図等入手するか、事業者が作成した設計図等の提供を受ける。</li> <li>・古い地割図、地籍図、空中写真等を参照することも有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面の提供を受ける際は、発掘調査報告書への掲載の可否や条件を確認し、必要に応じて文書記録として残す。</li> <li>・踏査や測量が対象地外に及ぶ場合は、地権者に立入りの許可を得るなどの配慮を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地形図（1/500～1/10,000程度）</li> <li>・掘削前地形図（1/100～1/1,000程度）</li> <li>・掘削前全景写真</li> </ul>
掘削前の地形測量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表面が遺構の形状を反映しているとみられる場合は、周辺も含めた測量図を作成する。</li> <li>・等高線は、地形の特徴を客観的に示すことができる精度で記録する。</li> </ul>		

## ② 発掘調査区の設定と測量基準点の設置

記録保存が必要な範囲を発掘調査区として設定する。発掘調査区的位置を正確かつ客観的に記録するため、基準となる座標系（世界測地系）に基づいた基準点を設置する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
発掘調査区の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画および試掘・確認調査の成果に基づき、必要十分な範囲を発掘調査区として設定する。</li> <li>・地形や調査状況に応じて調査区名を付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査の範囲は、事業用地外に影響を及ぼさないように留意し、埋め戻しも含めて、事前に事業者と打合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区配置図（1/100～1/1,000程度）</li> </ul>
測量基準点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4級程度の精度の「測量原点」を用いて、調査区近辺に平面と標高の座標値を備えた「実測基準点」を設置する。測量原点は事業者や測量業者が工事のために打設したものを利用するか、行政機関が設置している各種の基準点で要件を備えたものを利用する。</li> <li>・実測基準点は発掘作業の全期間を通じて使用するため、トータルステーション等を用いて正確に測量し、丈夫な材質の測量杭等で打設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年4月以前の日本測地系を用いた座標データを合成する場合は、国土地理院が公開している変換式等を利用し、世界測地系の座標に変換する。</li> <li>・測量原点は地震等により変動している場合があり、測量年月日に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測基準点およびその成果表</li> </ul>

## (2) 表土等の掘削

調査にあたっては、まず遺構を検出するために、遺構面の上に堆積した表土等を除去する。それらは調査の直接的な対象ではないことから、重機等を用いた効率的な掘削を検討するのが原則とする。遺物を含んでいても、二次的な堆積や攪乱等によるものと判断される際は、遺構との関連が薄いため、多量に遺物を含む場合以外は重機を用いて掘削する。ただし、遺構面が浅いなど、重機の利用により遺構に与える影響が大きい場合や、周囲が狭かったり、急斜面等の危険な場所では、その利用を控える必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
表土等の掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、調査対象となる時代の遺構面もしくは包含層上面近くまでの層は、重機を用いて効率的に掘削する。</li> <li>遺構面がごく浅い場合、窯跡や貝塚等で表土層に大量の遺物を含む場合、古墳等で重機の利用により地下の遺構に影響を与える恐れがある場合には、人力で表土除去を行う。</li> <li>遺構面が複数あり、その間に無遺物層をはさむ場合、無遺物層は表土等と同じ取扱いとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試掘・確認調査等の成果を参考にし、遺構面の深さや範囲等を正しく把握して作業に着手する。また、適宜サブトレンチを設定するなど、基本層序を確認しながら掘り下げる。</li> <li>調査区の深さや壁の崩落に十分注意し、必要に応じて法面または段差を付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業状況写真</li> </ul>
表土等出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区や層位等を記録して取り上げる。詳細な出土位置の記録は、原則として不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下層の遺構との関連が想定される遺物は、出土位置を記録しておくなど、状況に応じた対応を行う。</li> </ul>	

## (3) 基本層序の確認と遺構の検出

調査区内に分布する土層を調査区壁面やサブトレンチ等で観察し、その上下関係や広がり把握して、基本層序を判断する。各層の特徴や出土遺物を観察することで、堆積した年代や環境を知る手がかりとなる。また、基本層序と遺構面の関係を整理することで、遺構の年代や新旧関係を推定することも可能となる。調査区が広範囲に及ぶ場合や起伏に富む場合等は、複数箇所層序を確認し、相互の新旧関係を検討することが望ましい。ほかに、周辺における過去の調査や試掘・確認調査の知見等も参考にする。

遺構面と基本層序の関係を把握したうえで、遺構面を精査して遺構の検出作業を行う。この作業は、調査全体の進行や成果に密接にかかわる基礎的かつ重要な工程である。必要に応じて段下げ等を行い、遺構を正確に把握するとともに、重複する遺構がある場合は平面で新旧関係を把握するよう努める。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
基本層序の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構検出面まで掘り下げた段階で、調査区壁面全体を削って基本層序を確認する。</li> <li>・遺構面が複数ある場合は、サブトレンチ等を用いて下層の遺構面の深さ等を把握する。</li> <li>・基本層序の断面図を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本層序は原則として新しいほうからI層→II層→III層…の順に付番する。本県では原則としてローマ数字を用いる。</li> <li>・断面図は部分的な柱状図（模式図）で記録する場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本層序を示す断面図や模式図（1/20程度）</li> <li>・断面写真</li> </ul>
遺構の検出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋤簾（じょれん）等の道具を用いて人力で遺構面を削り、土壌の色調、質、硬さ、混入物等を慎重に見きわめて遺構の平面形・規模等を明らかにする。さらに、堆積土の状況や遺構の配置状況、出土遺物等にも注意し、遺構の性格や年代を推定する。</li> <li>・遺構に重複関係が認められる場合は、土色や土質の違いから可能な限り平面で新旧関係を確認する。</li> <li>・検出した遺構には遺構番号を付け、遺構台帳や遺構配置図等を作成する。各遺構の位置や新旧関係、出土遺物等を明確にして作業を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構番号は遺構の種類ごとに1番から付ける場合と、種類に関係なく通して付ける場合等がある。いずれも台帳を作成し、混乱が生じないように留意する。</li> <li>・遺構の種類を簡略に示すために、アルファベット2文字による遺構記号を使用することがある（例：竪穴建物跡=SI）。過去に調査歴がある遺跡では、混乱が生じないように留意し、各調査機関の実情に応じて記号を用いるのが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構配置図（1/50～1/200程度）</li> <li>・遺構台帳</li> <li>・遺構検出写真</li> </ul>
グリッドの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構の実測や遺物取り上げ用に、必要に応じてグリッドを設定する。グリッドは3m単位を基本とし、世界測地系に沿って設定するか、地形の傾斜や遺構の方向等に合わせて設定し、現地に杭や釘等で示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の傾斜や遺構の方向等に合わせて設定する場合も、世界測地系に位置付けられるようにする。</li> <li>・遺物の出土状況等により、必要に応じて小グリッドに分割する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリッド配置図</li> </ul>

#### （４）遺構の調査

遺構調査は発掘作業の中核をなす工程であり、遺構の性格、年代、構築方法、改変を含む使用状況、廃絶や埋没の過程等を解明することが求められる。そのためには、形状・規模や構造、遺構内の堆積土（埋土／覆土）<sup>（注1）</sup>の層位と、各土層のあり方および遺物の包含状況等を正しく把握することが重要であり、十分な時間を充てて慎重に作業する必要がある。

ここでは、一般的に存在する集落遺跡を対象として、はじめに最も代表的な遺構である竪穴建物<sup>（注2）</sup>の調査工程を記述し、次に掘立柱の遺構と井戸・溝・土坑・遺物包含層の調査で特に注意を要する項目について記述する。

注1 ここでは基本的に「堆積土」を使用し、人為的な埋め戻しの場合に「埋土」と表現する。

注2 工房など居住施設以外の堅穴も存在することを考慮し、ここでは「堅穴建物」の名称を用いる。

## A. 堅穴建物の調査

基本的な工程には、①遺構の検出、②遺構堆積土の掘り下げ、③遺構床面の精査、④遺構掘方の調査がある。なお、記録の方法については（5）でまとめて述べるため、ここでは各段階で必要な記録について適宜触れることとする。

### ① 遺構の検出

1－（3）に記述した「遺構の検出」に準じる。他の遺構との重複のほか、建替えや拡張等の改築の可能性も念頭に置いて検出作業を行う。

### ② 遺構堆積土の掘り下げ

遺構廃絶後に堆積した土を掘り下げ、その観察や記録をしながら機能時の面（床面）を検出する。遺構の埋没過程を把握するよう努めるとともに、床面や付属施設を見落とさないよう注意深く掘り下げる。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
堆積土の掘り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>土層観察用ベルトで原則4つの小区に分割し、遺物の出土状況と層位の関係に注意しながら、床面まで慎重に掘り下げる。</li> <li>重複関係がある場合は、相互の関係が把握できるように土層観察用ベルト等を設定し、新しい遺構から掘り下げを行い、遺物も分別する。</li> <li>検出段階でカマドや炉の位置が推定できる場合は、その位置に合わせてベルトを設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブトレンチを設定してあらかじめ深さや堆積状況を把握する方法も有効である。</li> <li>カマドや炉の位置が堅穴の中心から大きく外れている場合は、別にベルトを設定する場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図（1/20程度）</li> <li>断面図（1/20程度）</li> <li>断面写真</li> <li>遺物出土状況写真</li> </ul>
堆積土の分層	<ul style="list-style-type: none"> <li>土層観察用ベルトで堆積状況を観察し、分層する。各層の特徴や遺物の包含状況等から、堆積状況を見極め、埋没の過程を把握する。</li> <li>写真撮影、断面図の作成、堆積状況の所見を記入し、記録を終了したら、ベルトを除去する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>層番号は原則として新しいほうから1層→2層→3層…の順に付番する。</li> <li>土層の観察では、自然堆積か人為的な埋め戻しかを判断するとともに、床面や付属施設等の遺構、土屋根、土壌化した</li> </ul>	

		木材の痕跡等に注意を払う。 ・断面図には地山基本層の情報も適宜記録する。	
堆積土中の遺物の取り上げ	・遺物は、原則として土層観察用ベルトで区分した小区ごとに、層位単位でまとめて取り上げる。 ・完形の土器や大型の土器片、特殊な遺物が出土した場合は、すぐに取り上げずに出土状況を確認し、必要に応じて出土位置等を記録する。 ・堆積土内に微細な遺物が含まれる場合は、土壌を回収する。	・大別層位による取り上げなど、遺物の取り上げ層位が土層断面の層位と異なる場合は、両者の対応関係を確実に記録する。	

### ③ 遺構床面の精査

遺構が機能していた面（床面）を検出し、共伴する遺物や付属施設を精査する。遺構の詳細な状況や年代等を明らかにする最も重要な工程である。床面で把握できる建物の形態や構造には時代差、地域差、個体差があるので、状況に応じた適切な調査方法を探ることが必要である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
床面の検出と付属施設の調査	・堅穴建物の床面には、平らに掘り下げた地山をそのまま床面としたもの、掘方埋土で平らに整形したもの、粘土等で貼床したものがあり、これらを意識して検出する必要がある。 ・カマド、炉、支柱穴、壁柱穴、貯蔵穴、周溝等の付属施設を検出する。 ・カマドや炉については、堅穴部の堆積土との関係に注意しながら断面の記録をとり、機能していた面（焼面やカマド袖等）を検出する。構築方法が多様であり、作り替えが行われていることも多いので慎重に調査する。 ・柱穴および貯蔵穴の調査方法は、後述する掘立柱の遺構や土坑の調査に準じる。 ・壁際の周溝には、排水用の溝や、壁材の据付け用の溝がある。後者では壁材痕や抜取り痕を平面・断面で確認し、実測図と写真で記録しながら掘り下げる。 ・床面を検出し、付属施設を機能していた面まで掘り下	・堅穴内部だけでなく、外延溝や外周の溝・柱穴等も調査する。 ・カマドの内部やその周辺の出土遺物には、カマドの使用に伴うもの、カマドの袖や天井等の構築材として用いたもの、カマドの構築時や廃絶時の祭祀行為に伴うものなどがあり、出土状況を注意深く観察し、記録する。 ・周溝や貯蔵穴の上面にかぶせた蓋の痕跡が遺存する場合があるので注意する。	・平面図 (1/20程度) ・各施設の断面図 (1/20程度) ・遺物出土状況等の詳細図 (1/10～1/20程度) ・床面写真 ・遺物出土状況写真

	げた段階で、建物全景の写真を撮影し、平面図を作成する。		
床面出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の遺物は詳細な出土位置を記録する。意識的に置かれた遺物や、遺構の構築材等は、遺構との関連がわかるように出土状況を実測図と写真で記録して取り上げる。</li> <li>焼失建物等、床面上に炭化材が分布する場合は、上屋構造（土屋根を含む）を想定しつつ実測図と写真で記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の出土遺物は最も有意な情報をもつため、出土状況を詳細に観察し、その意味を検討する。</li> </ul>	

#### ④ 遺構掘方の調査

床面を除去し、構築段階の形態を調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
掘方の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱穴やカマドの袖等、付属施設の断ち割りを行い、断面図等の記録作成後、完掘する。</li> <li>掘方埋土や貼床は、土層観察用ベルトを残して地山まで掘り下げ、平面図や断面図に追加で記録する。</li> <li>掘方埋土中の遺物は、竪穴建物の構築時の遺物であり、床面（機能時）の遺物と確実に区別して取り上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱穴の掘方埋土と、竪穴の掘方埋土や貼床との新旧関係に注意する。</li> <li>遺構の見落としがないよう、確実な地山までダメ押しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図 (1/20程度)</li> <li>断面図 (1/20程度)</li> <li>完掘写真</li> </ul>

#### B. 竪穴建物以外の調査

竪穴建物以外の遺構調査についても、基本的な工程は同じである。ここでは、集落遺跡にみられる①掘立柱の遺構、②井戸、③溝、④土坑、⑤遺物包含層・貝層について、それぞれの調査で特に注意を要する項目を取り上げる。これら以外の遺構の調査方法については、文化庁文化財部記念物課『発掘調査のてびきー各種遺跡調査編一』を参考とする。

##### ① 掘立柱の遺構調査

掘立柱の遺構（建物や塀等）は、各柱穴の掘方や柱痕跡、柱抜取穴を把握したうえで、柱穴の組合せを判断し、建物同士の重複がある場合は、新旧関係を検討・確認する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
柱穴の検出と組合せの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出した柱穴は段下げを行うなど、柱掘方・柱痕跡・柱抜取穴や、重複関係を平面で確認する。</li> <li>柱穴の形状・規模や配置、掘方埋土の違い、柱間寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱穴の組合せは、発掘作業の段階で決めることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図 (1/20程度)</li> <li>断面図</li> </ul>

	<p>等に留意しつつ柱穴の組合せを検討する。建物の場合には扉や床束の有無も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図または遺構配置略図を作成しながら柱穴の組合せを想定し、未検出の柱穴等がある場合は、その検出に努める。</li> <li>・重複する建物で、柱穴の重複が複数箇所ある場合は、すべての箇所新旧関係に矛盾がないか確認する。</li> <li>・検討した組合せに基づいて、建物全景の写真を撮影し、平面図を作成する。</li> </ul>		<p>(1/20程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物出土状況等の詳細図 (1/10～1/20程度)</li> <li>・遺構全景写真</li> <li>・柱穴断面写真</li> </ul>
柱穴の断ち割り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全景の写真撮影と平面図の作成が終了後、柱穴の断ち割りをを行う。平面で検出した柱痕跡の中央を通るように断ち割り位置を設定し、柱痕跡の位置を断面でも確認しながら慎重に掘り下げる。</li> <li>・柱抜取穴がある場合は、その下に柱痕跡が残存していることがあるので、柱の位置を想定して断ち割り位置を設定し、柱痕跡を見落とさないよう注意して掘り下げる。</li> <li>・断面観察で柱痕跡や柱抜取穴の位置、柱穴同士の重複関係を確定したうえで、柱穴の深さ、掘方埋土の特徴、底面の状況等を確認する。</li> <li>・実測図や写真で断面を記録した後に柱穴を完掘する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面図や写真による記録はその建物等の特徴を示す代表的な柱穴のみと定める場合もある。四隅や棟柱の記録を優先する。特に小型の柱穴については断面図・写真の記録をすべてとる必要はない。</li> <li>・柱穴内には柱材・礎板等が残存する場合があるので、慎重に掘り下げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完掘写真</li> <li>・遺物出土状況写真</li> </ul>
柱穴出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物は柱掘方と柱痕跡、柱抜取穴ごとに分けて取り上げることを原則とする。</li> <li>・柱材や礎板、意図的に埋納した地鎮にかかわる遺物など、重要な意味があるものは、遺構との関係がわかるように出土状況を実測図と写真で記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱掘方は構築時、柱抜取穴は解体時に掘ったもので、各埋土内の遺物は構築・廃絶の年代を考慮うえで有用である。</li> </ul>	

## ② 井戸の調査

井戸には素掘りのものと、石組や木製等の井戸枠を伴うものがある。堆積土の状況から、掘方、井戸枠内（石組内）、井戸枠抜取穴を平面および断面で区別して調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
井戸の掘り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面で確認した輪郭に基づいて断ち割りの位置を決定する。</li> <li>・規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し、平</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸は深く狭いものが多く、湧水もあるため、壁が崩壊する危険性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図 (1/20程度)</li> <li>・断面図</li> </ul>



	<p>面と断面で層位を確認し、実測図や写真で記録を取りながら、井戸枠抜取穴→井戸枠内→掘方の順に掘り下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜取穴と井戸枠内の堆積土を除去した段階で、機能時の井戸の状況を実測図と写真で記録する。</li> <li>・掘方の断面、平面の精査まで確実に行って井戸の構築方法を明らかにし、全体の状況がわかる図面を作成する。また、井戸枠や石組等の構造物は、組み方がわかる図面（平面図・立面図等）を作成する。</li> </ul>	<p>る。また、酸素欠乏の危険もあるため、底面検出前に掘り下げを止めることも考慮しつつ、安全な調査方法をとる必要がある。</p>	<p>(1/20程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸枠等の実測図</li> <li>(1/10程度)</li> <li>・断面写真</li> <li>・機能段階の写真</li> <li>・完掘写真</li> <li>・遺物出土状況写真</li> </ul>
井戸出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物は、井戸枠抜取穴・井戸枠内・掘方ごとに、層位単位でまとめて取り上げることを原則とする。重要な遺物については、出土状況を実測図と写真で記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築時や廃絶時に祭祀を行っている例もあり、出土遺物や堆積状況からその性格を見極める。</li> <li>・脆弱な有機質遺物が出土することがあるため、注意を要する。</li> </ul>	

### ③ 溝の調査

一般に溝と呼ぶ遺構には、人工的に開削したものと自然流路がある。前者は敷地の区画や地割溝、排水路等の性格をもち、建物等の周辺遺構である場合も多い。形態や堆積状況から性格を推定しながら調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
溝の掘り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地点ごとに堆積状況や遺物の包含状況に差があることが多いので、全長に応じて適切な間隔で土層観察用ベルトを設定して確認する。</li> <li>・規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し、層位単位で慎重に掘り下げる。</li> <li>・断面を記録した後に土層観察用ベルトを掘り下げて、全景写真を撮る。</li> <li>・改修等による変遷がある場合は平面と断面で確認し、新しいほうから順に、実測図と写真で記録しながら掘り下げる。</li> <li>・溝内の施設（杭列等）や掘削時の工具痕、底面の傾斜等にも注意を払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川跡の場合は、サブトレンチを設定して層位や遺物の包含状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>(1/20程度)</li> <li>・断面図</li> <li>(1/20程度)</li> <li>・断面写真</li> <li>・完掘写真</li> <li>・遺物出土状況写真</li> </ul>
溝出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物は、ベルトで区画した地区ごとに、層位単位でま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱な有機質遺物が出土</li> </ul>	

の取り上げ	とめて取り上げることを原則とする。	することがあるため、注意を要する。	
-------	-------------------	-------------------	--

#### ④ 土坑の調査

一般に土坑（土壙）と呼んでいる遺構には、墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・焼成土坑・貯蔵穴・落とし穴（陥し穴）等の種類があるが、性格が不明なものも多い。形態や堆積土の特徴等から性格を想定しながら調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
土坑の掘り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面で確認した輪郭に基づいて断ち割りの位置を決定する。</li> <li>・平面と断面で層位を確認しながら、規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し、出土遺物に注意して機能していた面まで掘り下げる。</li> <li>・断面の記録では、各層の堆積原因（人為または自然）について検討を加える。</li> <li>・断面を記録した後に、土層観察に用いた部分を、機能していた面まで掘り下げて、実測図と写真で記録する。</li> <li>・機能面より古い堆積土がある場合は、断面の記録を取りながら完掘し、掘削時の状況を実測図と写真で記録する。</li> <li>・掘り直し等の変遷がある場合は平面と断面で確認し、新しいほうから順に、実測図と写真で記録しながら掘り下げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土坑内に微細な遺物が含まれる場合は、土壌を適宜回収する。</li> <li>・土坑の性格を推定するうえで自然科学的分析が有効な場合は、分析用土壌のサンプリングを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図 (1/10～1/20程度)</li> <li>・断面図 (1/10～1/20程度)</li> <li>・断面写真</li> <li>・完掘写真</li> <li>・遺物出土状況写真</li> </ul>
土坑出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土坑内の小区ごとに、層位単位で取り上げることを原則とする。</li> <li>・墓坑や埋納土坑等で人為的に埋められた遺物は一括性が高く、有用な情報をもつ。細心の注意をはらって遺物の出土状況を確認し、意図的に置かれるなど重要な情報が認められる場合は、出土状況を実測図と写真で記録する。</li> </ul>		

#### ⑤ 遺物包含層・貝層の調査

主に丘陵斜面や窪地に形成された層で、一定量の遺物がまとまって出土する区域について遺構と同等の扱いで調査する。遺物包含層の調査にあたっては、遺物の出土状況や年代幅、土質等を観察し

て、廃棄された状況を良好に残すものか、廃棄後に二次的に流れ込んだものかを判断することが重要となる。

特に、貝や骨等の動物遺存体を多く含む層（貝層・貝塚）については、土器・石器・骨角器といった生活用具が多く出土することもあり、情報量がきわめて多く、その調査は面積に比べて多くの手間と期間、経費を要する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物包含層の掘り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構検出と同様に包含層の範囲を検出し、地形の傾斜に合わせて土層観察用ベルトを設定する。断面による分層と平面での範囲の確認を行い、実測図と写真で記録しながら、層位的に掘り下げる。サブトレンチで層を把握する方法も有効である。</li> <li>・遺物の出土状況や年代幅、土質等を観察して、廃棄された状況を良好に残すものか、廃棄された後に二次的に流れ込んだものかを判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各層の平面分布は、重要度に応じて記録する。</li> <li>・土層観察用ベルトは記録を取りながら適宜掘り下げ、高くなりすぎないように注意する。</li> <li>・包含層中に堅穴建物、柱穴、土坑、埋設土器等の遺構が存在する場合は、掘込み面を確認しながら、各遺構の調査方法に従って別途調査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・層分布平面図 (1/20～1/100程度)</li> <li>・断面図 (1/20程度)</li> <li>・遺物分布図</li> <li>・遺物出土状況詳細図</li> </ul>
包含層出土遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物取り上げ用にグリッドを適宜設定し、グリッドごとに層位単位でまとめて取り上げることを基本とする。必要に応じて、細分した小グリッドごとに取り上げる。</li> <li>・出土例の少ない貴重な遺物や、出土状況に重要な情報が認められる遺物は、詳細な出土地点または出土状況について、実測図と写真で記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面図の層と遺物の取り上げ層の対応関係を明確にしておく。</li> <li>・出土地点を記録する場合でも、あわせて出土層位を記録する。</li> <li>・出土状況の記録については（6）も参照のこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面図（1/10～1/20）</li> <li>・層の検出写真</li> <li>・断面写真</li> <li>・遺物出土状況写真</li> <li>・完掘写真</li> </ul>
貝層の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄された状況を良好に残す貝層か、二次的な流れ込みかを見極めたうえで、前者の場合は、廃棄された単位層を把握するよう努める。</li> <li>・廃棄単位層の上下関係や広がりを整理しながら、実測図と写真で記録する。ほかの層の内容物が混入しないように層ごとに慎重に掘り下げて、遺物や土壌等を採取する。</li> <li>・貝がほとんど含まれない場合でも、獣骨や魚骨等が残</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝層中の遺構の有無に注意し、特に人骨が出土した場合は掘方（墓坑）の有無を確認する。</li> <li>・廃棄単位層の把握が難しい場合は、柱状のコラムサンプルを採取する方法も有効である。</li> </ul>	

	<p>存している場合には、貝層と同等の扱いが必要となる。</p> <p>現場で土壌のフルイがけを試行し、内容物を確認する。</p> <p>・土壌は原則として全量採取し、4mmと1mm程度の目のフルイを用いて、水洗フルイ選別を行う。</p>	<p>・採取した土壌のフルイ作業は、必要な労力や保管場所等を考慮して、計画的・効率的に行う。可能な限り発掘作業と並行して行うことが望ましい。</p>	
--	---	--	--

## (5) 遺構の記録作成

遺構の記録は発掘調査における基本資料であり、のちの整理等作業を進めるうえでも重要なものであるため、調査過程の各段階において必要な情報を実測図と写真で記録する。特に遺構の機能時の面（竪穴建物であれば床面）の記録は重要であり、実測図と写真それぞれの特質を理解し、必要な情報を十分記録できる方法を採用する。また、デジタルデータで作成する場合は、データの消失や破損等のないよう、確実にバックアップをとるなど適切な保管を行う。

実測図は、主に平面図と断面図（立面図）によって構成される。寸法を正確に表現し、記録者は対象を選択して必要な情報だけを表現する。

写真は、寸法を正確に表現できないものの、画面内のものはすべて記録されるので、記録者の主観が入り込むことが少ないという特徴がある。遺構や遺物の最も克明かつ客観的な記録を保存する手段の一つであり、その時点で採用しうる最善の方法で、後世の使用と保存に耐えるものを撮影する必要がある。

また、日誌に日々の成果と課題を整理して作業進行の記録を残すことで、以後の調査が円滑に進められるとともに、後の検証のための資料とすることができる。

なお、個別の遺構の記録方法・留意事項等については1－(4) 遺構の調査に記載している。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
<p>実測図の作成</p>	<p>・遣り方を組んでの人手による測量、平板測量、トータルステーション等を用いたデジタルデータ化、空撮図化等の各種の方式がある。それぞれの特性や利点、欠点を十分認識し、遺構の特徴を正確に表現できる方法・縮尺を採用する。必要に応じて複数の方法を併用することも効果的である。</p> <p>・平面図は、世界測地系に位置付けられるように作成する。遺構の特徴や新旧関係等を的確に表現し、地形の変換線や等高線も適宜記入する。</p> <p>・断面図は、遺構の構築→使用→埋没の過程や新旧関係を表現し、土層の特徴や所見を記入する。また、平面図</p>	<p>・必要な情報を取捨選択して図面に的確に表現する技術が必要なため、十分な訓練を受けた者が行う必要がある。最終的には遺構の状況を熟知した調査員が点検する。</p>	<p>・平面図</p> <p>・断面図または立面図</p>

	との関係（位置・方向等）を明確にする。		
写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竪穴建物であれば、検出、堆積土断面、機能面（床面）、掘方等の各調査段階において適宜撮影する。特に機能面の写真は最も重要である。</li> <li>・ 遺跡全体における調査区の位置、遺構の分布等を表現するために、調査区の全景写真も撮影する。調査区の面積が広い場合などは、高所作業用の足場等が必要となり、空中写真の撮影も効果的である。</li> <li>・ 写真撮影には、デジタルカメラや中判・35mmフィルム等を使用する。デジタルカメラの使用にあたっては、フルサイズのデジタル一眼レフカメラを堅牢な三脚に据え付け、高精細撮影を行うことが推奨される。詳細は『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について1』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、平成29年3月）で示された仕様や撮影方法に準拠する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影対象となる遺構面の清掃を十分に行うとともに、機材などの不要な情報が入りこまないように注意を払う。</li> <li>・ 保管や活用も見据えて、必要かつ十分なカット数およびアングルで撮影する。</li> <li>・ デジタル写真データを扱うためには、大容量データを取扱うことができるパソコンやソフトウェア、画像データを保存するためのハードディスク等の環境も必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構写真</li> <li>・ 全景写真（空中写真）</li> </ul>
日誌の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査日誌には、作業の経過、成果、課題、特記すべき遺構、遺物等の項目を記入する。文章のみでなく、略図や写真も併用すると効果的である。</li> <li>・ 発掘作業を中心になって担当する調査員は、常に全体の調査を統括し、遺跡全体の状況を把握して日誌を作成する。細部については、各調査区を担当する調査員と協議して作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日誌類は調査時全般を通じた唯一の記録であり、行政的な記録を兼ねるため、後に作業の経過を検証できるように留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査日誌</li> </ul>

## （6）現場における出土品の取り上げ

発掘作業で出土する遺物としては、土器・陶磁器、瓦類、埴輪、その他土製品、石器・石製品、木製品、骨角貝製品、金属製品、ガラス製品、鋳滓類、遺構を構成する自然石、人骨、動物遺存体、植物遺体、炭化物等がある。

遺物は、遺跡や遺構の年代・性格等を把握する重要な情報を有しているため、出土状況や層位等との関係を観察し、必要な記録を作成したうえで取り上げる。発掘作業や取り上げの際には、用具による傷や圧痕を付けないよう注意を払う。また、出土状態のまま長時間露出しておくことと劣化の進行、紛失・盗難の恐れもあるため、記録作成後はすみやかに取り上げる必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
出土状況の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物は、出土遺構、グリッド、層位等で区分したままとまりごとに取り上げることを原則とする。</li> <li>・出土例の少ない貴重な遺物、特徴的な出土状況を示す遺物、遺構との関係で意味のある遺物については、詳細な出土地点または出土状況について、実測図と写真で記録する。</li> <li>・出土地点を記録して取り上げた遺物は、台帳を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物の出土状況写真は、単なる現場での遺物写真とならないよう注意する。水洗後置き直したものはその旨を明示する。特に重要な遺物は、必要に応じて作業の段階ごとに撮影し、取り上げ後の土壌に残った遺物の痕跡（インプリント）も撮影する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物取り上げ台帳</li> </ul>
各種遺物の取り上げと保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り上げた遺物は、遺跡名・発掘調査区・出土遺構・層位・取り上げ日等の必要情報を記入したラベルを添え、ビニール袋や整理箱等に入れて保管する。</li> <li>・石器等の剥片、玉類、種子、骨等、微細な遺物の出土が想定される場合は、現場で掘上げた土壌の一部についてフルイがけを試行する。出土が確認された場合は、地点・層位ごとに土壌を採取し、選別する。</li> <li>・特殊な遺構は、周囲の土ごと切り取って保管する場合があります。特徴的な土層断面についても、剥ぎ取って採取する「土層転写」を行う場合がある。</li> <li>・脆弱な木製品や金属製品、人骨等は、出土状況を記録したうえで、強化剤の塗布や、土ごと取り上げるなどの処置をする。</li> <li>・発掘作業の段階で、全数を保存する必要がないと判断される出土品（例として、遺構を構成する自然石、鉄滓、植物遺体、近世以降の遺物等）は、現場で記録をとるなど必要な情報を得たうえで、一定のサンプルを選択的に取り上げる扱いも可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱な遺物に強化剤の塗布等の応急的な保存処置を施す場合は、復元性や可逆性、自然科学的分析に与える影響も考慮する。</li> <li>・現場で選択的に遺物を取り上げる場合には、遺跡の種類・性格・重要性、出土状況（遺構に伴うものか否か）、同種・同型・同質の遺物の出土量、残存度・遺存状況、移動・保管・活用の可能性等の要素を考慮し、慎重に判断する。詳細は、「出土品の取扱いについて」（平成9年8月13日付け庁保記第182号文化庁次長通知）を参照のこと。</li> </ul>	

## （7）自然科学的分析

遺跡の性格を総合的に明らかにするために必要かつ有効な場合は、土壌や自然遺物について適切なサンプリングを実施し、考古学的手法とは異なる自然科学的分析を行う。主なものとして、①放射性炭素（<sup>14</sup>C）、火山灰、考古地磁気等による年代測定、②花粉、種実、珪藻、プラントオパール等による古環境の復元、③その他の土壌分析（植物遺体の検出、寄生虫卵による便所遺構の確認等）がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
分析試料の サンプリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の特徴を十分把握するとともに, 分析の目的と方法を理解したうえで, 専門家からの意見を参考に有効な分析方法を選択する。サンプリングは, 分析担当者と問題点を整理し, 適切な対象について行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な分析方法の進展を想定し, 多数のサンプルを採取しておくことも考慮する。</li> <li>・分析の有効性を常に検証する姿勢を保ち, その結果を後の発掘作業や整理作業等に生かすことを心がける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サンプル</li> </ul>

## 第3章 整理等作業の標準

### 1. 基本方針

#### (1) 作業対象の選択と作業の実施

整理等作業は、発掘作業で明らかにされた遺跡と遺物の内容を踏まえて、適切な方法を検討して実施計画を立案する。報告書に掲載する資料の選択により作業量の変動することから、作業の各工程において、目的に応じて、考古学的な知見・手法に基づく適切な選択を行う。特に、遺物は遺跡を理解するうえで重要な資料であり、その整理等には多大な作業量と専門的な知識、熟練した技術が不可欠である。そのため、考古学的な観察・分類を適切に行ったうえで、資料的価値に応じて報告書に掲載する資料を正しく選択する必要がある。

#### (2) 作業の担当者

整理等作業は、発掘作業の情報や成果を正確に把握したうえで行う必要があるため、発掘作業を担当した調査員が行うことが望ましい。特に「調査記録の基礎整理」の工程（本章2－（1）－①）は原則として発掘作業を担当した調査員が行う。ただし、作業について一定の水準を確保し、効率よく進めるためには、必要に応じて発掘担当者以外の者の協力を得ることも考慮する。また、作業対象となる資料の分類・選択に際しては複数の調査員がかかわるなど、客観性を確保するための体制が望まれる。

#### (3) 作業の実施時期

発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには、発掘作業についての認識や記憶が確実である早期に整理等作業に着手し、報告書をすみやかに作成する。発掘作業終了後おおむね3年以内に刊行することを目標に、整理等作業を行うことが望ましい。

なお、「調査記録の基礎整理」は発掘作業中の遺構等との照合が必要であり、出土遺物の種類や年代等は発掘作業を進めるうえで必要な情報である。したがって、発掘作業と並行してこの作業や遺物の洗浄等を行うことで、正確で効率的な調査を進めることが可能となる。

### 2. 整理等作業の工程とその内容

整理等作業の基本的な工程には、（1）記録類と遺構の整理、（2）遺物の整理、（3）調査成果の総合的検討、（4）報告書作成作業がある。基本的には（1）による遺構と（2）による遺物の整理検討を踏まえ、（3）で両者を合わせた総合的な検討を行い、（4）の報告書の作成に至る。ただし、これらの各工程の作業は必ずしも順番に行われるものではなく、並行して行うことや順序を逆にするなどの対応が適切な場合もある。以下、各工程について述べる。



## (1) 記録類と遺構の整理

基本的な工程には、①調査記録の基礎整理、②遺構の整理がある。はじめにこの作業を行うことで、発掘調査の成果全般についておおよそ把握することができ、整理作業の方向性が明らかとなる。

### ① 調査記録の基礎整理

発掘作業によって作成された図面類・写真・日誌類等の記録類は、基礎的な資料としてきわめて重要であることから、調査記録を整理し、内容の確認を十分に行ったうえで整理等作業に活用できるように適切に保管、管理する。また、整理等作業に確実かつ効率的に活用できるように台帳等を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
図面の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類別に整理し、通し番号を付加したうえで台帳を作成する。台帳には、整理作業等で効率的に活用できるように必要事項を記入する。</li> <li>個々の図面に調査区および遺構名、縮尺、基準点、標高値、注記等の必要事項の記載が十分になされているかを確認する。</li> <li>発掘作業時の所見や各種記録類に基づいて、描画線や注記等の補足、修正を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発掘作業に関する情報と成果を正確に把握したうえで行う必要があるため、原則として発掘作業を担当した調査員が行う。</li> <li>図面の描画線や注記等の修正を行った場合は、修正の内容がわかるようにする。デジタルデータで作業を行う場合は、元データは必ず残し、適宜バックアップを行うなど、データの保全に努める。</li> <li>現場での所見を明確に記憶しているうちに行う作業であり、発掘作業と並行して行うことが効果的である。また、発掘作業終了後に速やかに完了することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しく記載された図面一式</li> <li>図面台帳</li> </ul>
写真の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的に活用できるように、通し番号や、内容・方向等を含むタイトルを付加して台帳を作成する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>番号・タイトルのついた写真一式</li> <li>写真台帳</li> </ul>
調査日誌類の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の内容の確認を行ったうえで、発掘調査の記録として必要なものを保管する。一覧表の作成等により、効率的に活用できるようにする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>日誌・メモ類一式</li> <li>これらの台帳</li> </ul>

### ② 遺構の整理

個別の遺構のおおまかな年代・種別・遺構群全体における位置付けなどを検討し、報告書の中での取扱いや記載内容等の詳細を決定するとともに、調査成果を示す必要な図面・写真等を選定する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
個別遺構データの整理・集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構ごとに、種類、形状や規模、新旧関係等について、各種調査記録類や発掘作業時の所見等に基づき各種データを整理・集約する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別の調査員が後の作業を引き継ぐ場合を想定し、分かりやすく作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別遺構カード等</li> </ul>

遺構種別ごとの特徴や傾向の把握	・発掘作業時に作成した遺構台帳および整理作業時に作成した遺構カード等を参照して、遺構一覧表を作成し遺構データの集約を行う。	・情報を集約・整理するとともに、効率的に活用できるように表の体裁を整える。	・遺構属性表
遺構の記載内容の検討	・遺物との関連を踏まえて、遺跡の年代・種別・遺構群全体における位置付けなどを検討する。 ・報告書の中での取扱いを検討し、必要な図面・写真等を選定する。	・出土遺物についても取扱い方針を検討する。	・掲載図版一覧表

## (2) 遺物の整理

遺物は、それ自体が様々な情報を有するだけでなく、遺跡や遺構の年代や性格等を示す重要な資料であり、その出土状況から、遺構の埋没過程、一括遺物の器種構成等のほか、共伴遺物の年代や性格等が判明することもある。したがって、遺物の整理と分析は、発掘調査の成果を示すうえできわめて重要な作業である。

遺物を示す方法としては、実測図・写真・拓本等の二次元的な表現に、文章や属性表等を加えて説明するのが原則である。遺物それぞれの特性に応じた方法を選択するとともに、複数の方法を組み合わせて総合的に遺物の全容を正しく示す必要があることから、遺物の出土量や種類ごとの比率等全体の傾向を正確に把握したうえで、以下に示した作業工程のうち必要な工程を選択して整理作業を進める。

遺物整理の基本的な作業工程は、①洗淨・乾燥・注記、②接合・抽出・登録、③実測、④遺物全体の検討、⑤復元、⑥写真撮影、⑦自然科学的分析、⑧保存処理がある。これらについては、遺物の状態や遺跡・遺構の特徴等により必要のない場合や、複数の工程を並行して行う、あるいは順序を変えて行うのが適当な場合もある。ここでは、出土することの多い土器の整理を中心に記述し、その他の遺物については、特筆すべき事を留意事項のなかで示す。なお、遺物整理の工程においては、粉塵が発生する作業や薬品等を使用する作業を伴うため、安全管理に十分留意し、薬品等は取扱説明書に従って適切に使用する。

### ① 洗淨・乾燥・注記

遺物を正確に観察できるように、付着している土壌等を洗淨し乾燥させ、後の作業と保管のために遺物の出土地点等の必要な情報を遺物へ直接記入するなどして表示する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の洗淨および乾燥	・遺物の損傷や、炭化物・漆膜等の付着物の欠損・消失が生じないよう適切な器具を選択し、原則として出土した全品を速や	・発掘作業と並行して行うことが望ましい。また、遺跡を理解するうえで重要な遺物を優先させる。	・汚れを落とした遺物

	<ul style="list-style-type: none"> <li>かに洗浄する。</li> <li>・遺物の劣化やカビの発生を防ぎ、注記作業等を行うために十分に乾燥させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な保存処理がなされるまでは、木製品は水分を、金属製品は乾燥状態を保つ必要がある。</li> </ul>	
遺物の注記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注記の必要性の有無により遺物を分類・選別し、遺跡名・遺構名・出土地点・層位・取り上げ番号等必要な項目を注記する。</li> <li>・遺物の観察および分析等に影響のないところに小さく記入し、長期間経過しても消えないような処置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型品・木製品・金属製品等、直接注記することが適当でないものは、カードを添付するなど別の表示方法をとる。</li> </ul>	・注記した遺物

## ② 接合・抽出・登録

洗浄や注記を行った遺物は、器種・器形・年代等をより正確に判断するために、遺物の破片を接合して本来の器形に近づける作業が必要である。この作業は、離れた遺構や地点の遺物の接合を通して各遺構の同時性・関連性等を知るうえで有効な場合もある。また、石器等の接合により製作技法等が復元でき、石器製作に伴う人間活動を理解する機会にもなる。この際、遺構出土の遺物等、資料的価値が高く報告書に掲載すべきものから優先して進める。

接合作業は遺物全般の観察を行う機会にもなるため、ここで出土遺物全体の概要を記録した調書を作成する。また、資料化する（実測や写真、表等で示すもの）遺物の候補を抽出し、遺物登録簿（遺物観察表）を作成する。作業を効率よく進めるために、これらは一連の作業として行う。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の接合 および概要 の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物全体の様相を把握するために、接合作業時におおまかな分類を行い、遺構単位で遺物の概要（器種・装飾や調整等の特徴・残存部位等）を記録する（遺物調書）。</li> <li>・遺物の資料的価値により報告書に掲載すべき遺物を判断し、それらを優先して接合する。特に、遺構出土の一括遺物の場合には、個体数や器種構成を知るうえで有効であるため可能な限り接合する。</li> <li>・同一地点・層位・遺構での接合に限らず、他の地点・層位・遺構から出土したものと接合も検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確かつ効率的に作業が行えるように、適切な作業スペースを確保する。</li> <li>・遺物全体の把握と個々の遺物の詳細な観察が行えるため、これに合わせて遺物の抽出・登録を行い、効率よく作業を進める。</li> <li>・軟質で脆弱な土器等は樹脂等で強化してから接合する。</li> <li>・実測作業のために一部を石膏等により補強しながら接合する場合がある。ただし、土器等では、復元後はその断面や内面が観察できなくなるため、実測前の復元・補強は必要最小限にとどめる。</li> </ul>	・接合した遺物

遺物の抽出・登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物の抽出は、資料化する遺物を中心に選択する。また、抽出したものは、整理用番号を付すなどして登録する。</li> <li>・登録した遺物は、出土地点・層位・器種・その他の属性等を記録し、遺物登録簿（遺物観察表）を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出にあたっては、各種遺物の器種構成等を反映した選択をする。次に、残存状況の良いものや、少量あるいは破片でも特筆すべきものなどを抽出する。</li> <li>・資料化する遺物の選択は、③実測の基準に準ずることが多いが、遺物の種別によっては、全点の登録が望ましい場合もある。遺物の検討や総括を行ううえで必要な抽出・登録を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出・登録した遺物</li> <li>・各遺構出土遺物の概要・要点を記録した調書等</li> <li>・遺物登録簿や遺物観察表</li> </ul>
----------	--	---	--

### ③ 実測

実測は、立体的な遺物を観察しながら計測し、図化する作業である。遺物を最も詳細に観察する機会であり、重要な作業に位置付けられる。実測図は、写真等では明示できない遺物の形状や製作技法等の特徴を表現できる手法であり、その有効性が広く定着していることから、報告書には不可欠である。実測図と併用して、写真により遺物の質感や量感、加工・調整の痕跡、遺存状況等を示すことや、拓本で凹凸のある文様や製作技法を墨の濃淡により示すことも有効であり、それぞれの手法の特性を踏まえて資料化することが望ましい。

対象とする遺物は、実測可能なものすべてについて行うのではなく、その遺跡や遺構を理解するうえで有用な情報をもつ遺物を選択して行う。また、遺物全体について種類、器形、文様、製作技法等を十分観察して分類したうえで、同種・同類のものについては典型的、代表的なものを選択する場合もある。したがって、報告書では出土遺物全体の概要と実測図を掲載した遺物の位置付け、選択の考え方もあわせて示す必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
実測する遺物の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測する資料は、報告書に掲載するものとし、遺物の資料的価値を的確に判断して選択する。資料の観察を十分に行い、考古学的な知見から正しく分類したうえで、同種・同類のものの中から典型的・代表的なものなどを選択する。選択の基本的な考え方は以下のとおりである。</li> <li>i) 遺構出土かつ一括資料として高い価値を有する資料： <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての個体を実測図で提示する必要はないが、可能な限りすべての器種を実測図に示すことで、器種</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物を最も詳細に観察する機会であることを念頭に置いて作業を行う。</li> <li>・作業員等が実測した場合、調査員が点検、確認する。実測を外部に委託した場合も同様である。</li> </ul>	

	<p>構成を正確に記すように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な器種構成比・出土個体数は別途の図表，文章により説明を加える。</li> </ul> <p>ii) 炉・カマドに据えられた土器，埋設土器や木棺等，遺構と一体あるいはその一部を構成する資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての個体を示すことを原則とする。</li> </ul> <p>iii) 遺構の時期（機能時・構築時）を示す資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竪穴建物の床面，床面直上，溝跡の最下層等から出土した遺物の実測は特に重要であり，特徴のわかるすべての個体を示すことを原則とする。</li> <li>・堆積土中から出土した土器等は適宜選択する。</li> </ul> <p>iv) その他の単独でも意味のある資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域で生産されたもの，出土例が少ないもの，残存度が高いものなどを選択する。</li> </ul>		
遺物の実測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測図は，観察を十分に行ったうえで，考古学的な手法による表現方法を用いて，以下のような考え方で表示する。</li> <li>i) 製作時の状況を念頭におき，器形・製作技法等の遺物の特徴を適切に表現する。製作技法等を表す場合は，実測する範囲や表現方法等を工夫する。</li> <li>ii) 使用にかかわる痕跡，埋没後に生じた変異・損傷なども峻別し，必要に応じて図示または注記する。</li> <li>iii) 表現方法等は，理解しやすく，また統一的な方法を用いるように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製品の観察にはX線写真を活用することも有効である。</li> <li>・拓本や写真等による実測図の代用はそれが効果的と考えられる場合にのみ適用し，実測本来の目的と意義(p. 24)をもった図を作成する。</li> </ul>	・遺物実測図

#### ④ 遺物全体の検討

接合や実測等の成果をもとに，報告書における個々の遺物の扱いを決めるために，遺物の年代・種別，遺物全体の中での位置付けなどを検討する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物全体の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考古学的な知見を十分に踏まえて，出土遺物全体の器種構成や分類，編年を行う。</li> <li>・記録類の整理の工程で得られた成果を参考にしながら，遺物の資料的価値を決める。</li> </ul>		・文章作成に必要な図表

#### ⑤ 復元

写真撮影のために、接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材で復元する作業である。原則として、報告書に掲載するものを対象として行う。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の復元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材を用いて全体の形状がわかるように復元する。</li> <li>・実測図をもとに遺物を正しく復元する。</li> <li>・復元した箇所は、写真撮影の際のハレーションを防止するため、適度な着色を施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書に写真を掲載する必要のあるもので、器形を復元して表現することが必要なものに限って行う。</li> <li>・意味のある破断面や欠損部分は接合・補填しない。接合する場合は、接合を容易に解くことが可能な水溶性の糊等の接着剤を用いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元・着色した遺物</li> </ul>

## ⑥ 写真撮影

実測図では表現しにくい遺物の質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すために、報告書に写真を掲載する遺物を撮影する作業である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
報告書に掲載する遺物の写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として実測図（拓本を含む）を作成したものを対象とし、そのほかに報告書に掲載すべき遺物で実測できないもの等を写真で表現する。</li> <li>・遺物の形状や特徴、質感や量感、製作・調整技法が鮮明に表現されるように適切な機材と方法で撮影する。</li> <li>・写真フィルムやデジタルデータ等は、必要なものを適切に保存し、台帳を作成して報告書掲載の写真が明確にわかるように整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測図とは異なる情報の提示に有効な特性を持つことを十分に理解したうえで、遺物の記録を行う必要がある。</li> <li>・デジタルデータの取扱いについては、『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について1』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、平成29年3月）を参照のこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物写真</li> <li>・遺物写真台帳</li> </ul>

## ⑦ 自然科学的分析

考古学的な手法や分析では明らかにしにくい遺物の年代測定、材質・原産地の鑑定・同定や、環境復元等を行い、遺跡を総合的に理解するために実施する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
自然科学的分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の総合的理解に資する情報を持つ試料を対象に、年代測定、材質・原産地の鑑定・同定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出土遺物を対象とする場合は、その考古学的な分析を十分に行っ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析結果の報告書</li> </ul>

	や、環境復元等を明確な目的をもって行う。	たうえで、有効性が確認されている方法で行う。	
--	----------------------	------------------------	--

### ⑧ 保存処理

出土したままの状態では整理等作業や保管に支障をきたす脆弱な遺物について、保存のために科学的な処理を施す作業である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
保存処理	・出土したままの状態では整理作業等や保管に支障をきたす脆弱あるいは不安定な状態の遺物について、安定した保存を図るために科学的な処置を施す。また錆化が著しく、本来の形状等が不明なものなどにも処理を施す。	・遺物の材質や状況に応じて、形状や質感が大きく損なわれない方法を選択する。 ・可逆性が確保される方法が望ましい。	・保存処理を施した遺物 ・保存処理の方法や経過等が記載された報告書

### (3) 調査成果の総合的検討

発掘調査の成果を報告書にまとめるために、(1)記録類と遺構の整理における遺構群全体の検討と、2-(2)遺物の整理における遺物全体の検討による成果を総合する工程である。これにより、報告書の事実記載に記述する個別の遺構・遺物についての基本的内容がまとめられる。報告書の「総括」につながる総合的検討を行う必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
事実記載の検討	・遺構・遺物の整理の成果を合わせて、遺構・遺物の時期や性格、全体における位置付けを明らかにする。	・調査員が複数の場合は、記載内容について共通理解を得るための十分な意見調整を行い、客観性を保ち、事実認識に齟齬がないようにする。	・文章作成に必要な図等 (例:遺構新旧関係図・変遷図、遺物分類図・編年図)
総括に向けた検討	・周辺の遺跡の情報も踏まえた考古学上の研究成果から、遺跡全体の構造や性格、時期的な変遷を検討する。さらに他分野の研究成果も視野に入れて、地域における歴史的な位置付け等を検討する。		

### (4) 報告書作成作業

印刷物としての報告書にまとめるための作業である。報告書作成の基本的な作業は、①文章作成、②トレース・図版作成、③割付・編集、④印刷である。

#### ① 文章作成

記録類や出土遺物の整理の各工程で得られた成果と、それらを踏まえた総合的な調査成果を明確に伝えるために、平易で理解しやすい文章を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
調査成果の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>文章は報告書の根幹となる重要な表現方法であり、遺構・遺物の基本的事項や、図や写真で表現した内容について、正確にわかりやすく簡潔に記述する。</li> <li>必要に応じて箇条書きや一覧表の形式を採用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図や写真は本文との関連付けによって適切に選択し、使用するよう配慮する。</li> <li>記載内容については調査・整理担当者間で十分な検討を行い、客観性を確保する。</li> <li>用語や表現は平易なものとするよう心がける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文章</li> <li>表</li> </ul>

## ② トレース・図版作成

報告書に掲載するために遺構や遺物の実測図をトレースし、さらに他の図面や写真も含めて印刷用の図版を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺構や遺物の実測図のトレース	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレースの対象とする資料は、仮のレイアウトの作成等を通して適切に選択する。</li> <li>トレースは、正確で理解しやすく、鮮明な仕上がりになるように適切な線を用いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実測図に描かれた情報のすべてをトレースする必要はなく、遺構や遺物の特徴を示す情報を適切に選択して表現する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載図面一式</li> </ul>
掲載する写真の選択・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解しやすい構図で、表現すべき内容が鮮明に映っているものを選択する。</li> <li>仮のレイアウト作成等を通して適切に選択する。</li> <li>デジタル写真の場合は必要に応じて画像を調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整前の画像は必ず残す。</li> <li>『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について1・2』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、平成29年3月・9月）等を参考にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載写真一式</li> </ul>
図面・写真を含めた印刷用図版の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構や遺物の特徴が明確にわかるように配慮して、適切な位置に図を配置して作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の構成を考慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図版一式</li> </ul>

## ③ 割付・編集

印刷物とするために文章および図面や写真の配置を割り付けして全体を編集し、報告書の構成や体裁を決定する。



作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
報告書の構成や体裁の決定	・文章と図の対照, 図の配列, 全体を通しての見やすさに配慮して文章・表・図版の割付を行い, 利用しやすいように編集する。	・関係する調査員や組織内での意見調整及び検討を十分に行い, 客観性を保つ。	・レイアウト見本

#### ④ 印刷

報告書の仕様を決めて発注し, 印刷物にする工程である。長期間の保存と資料としての活用に耐えられるよう, 適切な印刷と装丁・製本で作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
印刷物としての仕様の決定・発注, 印刷	・適切な印刷方法や長期間の保存・活用に耐えられる紙質・インクを選定する。 ・正確な内容とするため, 十分な校正を行う。	・仕様の詳細は, 『発掘調査のてびき—整理・報告書編一』(文化庁文化財部記念物課, 平成22年3月)などを参考にする。 ・体裁は華美にならないよう適切な仕様とする。	・印刷物仕様書 ・刊行報告書 ・高精度PDF

## 第4章 発掘調査報告書の標準

### 1. 報告書の意義

記録保存のための調査における報告書（発掘調査報告書）は、現状で保存できなかったものに代わって後世に残すための記録となるものであり、埋蔵文化財に代わる公的性格をもつ重要な存在である。したがって、発掘作業と整理等作業によって得られた情報を的確に収録するとともに、将来にわたって活用されるものでなければならない。その作成に際しては、事実および所見の記述と図面・写真等の資料が体系的・合理的に構成されるように作成する必要がある。

### 2. 報告書の構成・内容と留意事項

報告書は、記録保存に際して行政的に講じた措置の記録と、発掘作業および整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。報告書の構成としては、前文と本文からなり、本文に記載する基本的項目には、①調査に至る経緯、②遺跡の位置と環境、③調査成果、④自然科学的分析、⑤総括、⑥報告書抄録がある。

#### (1) 報告書の構成

報告書は主に以下の章・節で構成される。この構成は標準的なものであり、発掘調査の内容によっては、章・節の省略や統合、あるいは追加を行い、個々の遺跡で適切な構成をとることが望ましい。

##### 前文

表題，序文，例言・凡例，目次

##### 本文

第1章 調査に至る経緯

第2章 遺跡の位置と環境

第1節 地理的環境

第2節 歴史的環境

第3章 調査成果

第1節 調査の方法と経過

第2節 層序

第3節 発見した遺構と遺物

第4章 自然科学的分析

第5章 総括

報告書抄録

報告書の作成にあたっては、報告すべき事項、掲載する資料、文章表現等全般にわたって、調査・

整理者内で綿密な検討を行い、当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。遺跡を理解するうえで必要な遺構や遺物を選択し、それぞれの関係性において矛盾のないように整合した説明を行う必要がある。

報告書は、文章・図表・写真で構成される。これらのうち、文章による記述が主要な部分を占めることから、客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に記述し、明快な文章表現を心がける。また、図表や写真については、カラーと白黒各々の特性を理解したうえで、適切に使い分ける。

構成を検討するにあたって、文章と、図表・写真との関係がわかりやすいものとなるように、利用する立場に立った表現や工夫が必要である。例えば、文章中に図表や写真を組み込むことで、位置関係が近くなり、読みやすくなるという利点がある。一方で、写真については、情報量の多さという特性を生かすために文章や図表よりも鮮明な印刷が求められ、最適な用紙の選択や印刷方法が必要となる場合もある。「写真図版」として本文の後ろにまとめて掲載することで、編集や印刷を効率的に行うことができるという利点もある。以上のような利点を考慮しつつ、報告書の内容によって構成を柔軟に組み立てることが望ましい。

## (2) 各項目の記載内容と留意事項

### [前文]

記載項目	記載内容	留意事項
表題	・検索しやすいように、原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。	
序文	・調査主体の機関の長による文章。	
例言・凡例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該発掘調査についての、調査原因となった事業名、経費負担のあり方、報告書の執筆者および編集者名、調査協力者・機関、業務委託を行った場合はその委託先や内容等、記録類や出土品の保管場所等。</li> <li>・報告書で示した、地図等の出典、座標や方位等の表示方法、遺構記号を用いた場合はその表示方法、遺構・遺物実測図の縮尺等、報告書を利用するうえで必要な事項。</li> <li>・調査要項として、遺跡名、調査地住所（都道府県名を必ず記載する）、調査原因、調査体制、調査期間（発掘作業および整理等作業の期間）、調査面積、調査協力等を記載する。</li> </ul>	・調査体制や業務委託に関する事項等は、第1章で記述する場合もある。
目次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文、図・表、写真それぞれの目次の作成を原則とする。</li> <li>・報告書全体の構成が把握しやすいように、本文目次では章と節の構成を示し、図や写真目次では遺構の名称を示す（例：SI01 竪穴建物跡）。</li> </ul>	・本文と図・表、写真等の検索が容易に行えるように工夫する。

**【本文】**

**【第1章 調査に至る経緯】**

発掘調査を実施するに至った開発事業等と埋蔵文化財保護の調整から、調査体制、調査前における遺跡の保護措置など、調査開始までの一連の事実を記載する。

記載項目	記載内容	留意事項
文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査の原因、取扱い協議、法的手続き、試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議、遺構の保存協議（その経過や設計変更および保存の内容）等、記録保存調査に至るまでの経緯と内容等。</li> <li>調査全体の計画、体制（主体者、担当者）の説明。</li> </ul>	
図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発計画図等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査と開発計画とのかかわりがわかるように工夫する。</li> </ul>
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査着手前写真等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地の特定ができるよう、必要に応じて開発終了後の調査地風景写真も掲載する。</li> </ul>

**【第2章 遺跡の位置と環境】**

調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境、他の遺跡のあり方等を記述する。同じ遺跡ですでに詳細な記述をもつ報告書が刊行されている場合は、その書名を示したうえで、簡潔な記述にとどめることも可とする。

記載項目	記載内容	留意事項	
第1節 地理的環境	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象遺跡の立地について、遺跡を含む一定範囲を対象に、その行政区分や位置、地形や自然環境等について記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形に関しては、調査終了後に大きく変更される場合があるので、特に詳細に記す。</li> <li>図面や写真について、既製の地形図や航空写真等を使用する場合は、原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。</li> </ul>
	図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡位置図、遺跡周辺地形図等。</li> <li>*遺跡位置図：遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。</li> <li>*遺跡周辺地形図：遺跡の立地環境がわかる図で、地形図に調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。</li> </ul>	
	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真、旧地形のわかる航空写真等。</li> </ul>	
第2節 歴史的環境	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史の変遷を記述する。発掘調査の成果を理解するうえで必要な時代については重点的に説明する。</li> </ul>	

図面	・地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等。	
写真	・歴史的環境のわかる写真等。	

### 【第3章 調査成果】

報告書の中核をなす部分であり、最も多くの分量を占める。第1節では、発掘作業と整理等作業の目的や計画、方法と経過等について記述し、第2節では、調査地点における土層(基本層序)の説明と、遺構・遺物との関係について記述する。第3節では、検出した遺構の状況および出土した遺物との関係について、遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述し、また、遺物全体の出土量や内訳、遺物分類や個々の遺物の要点等の説明を行う。

記載項目		記載内容	留意事項
第1節 調査の方法 と経過	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し、当該調査の実施にあたって設定された目的や課題等。</li> <li>・目的や課題等に基づいた発掘作業、整理等作業の方針・計画の説明。</li> <li>・方針や計画に基づいた具体的な調査方法等（調査区の設定、作業の具体的な方法と経過、作業委託の状況、現地説明会や検討会等の実施状況等）。</li> <li>・発掘作業や整理等作業において留意した事項。</li> <li>・遺構の保存措置を実施した場合、その概要。</li> <li>・遺物の保存処理を実施した場合、その概要。</li> </ul>	・個々の作業において使用した道具類（重機、掘削用具、測量機器、実測・写真による記録用具等）についても具体的に記載する。
	図面	・試掘・確認調査区位置図、既往の調査区位置図、試掘・確認調査および既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図、発掘調査地区割図等。	
	写真	・試掘・確認調査の写真、過去の調査の写真、調査風景写真等。	・写真を併用することで効果的な説明ができる場合は、左記の写真を挿入する。
第2節 層序	文章	・各層について、土層名・土色・土質、分布範囲、遺物包含状況、さらにはその層の成因や年代、性格等。	・遺構面と包含層の関係や、遺跡を理解するうえで重要な鍵となる層（イベント堆積物を含む層等）は重点的に記述する。
	図面	・土層断面実測図あるいは土層断面模式図等。	・遺構面を太線等で強調する、鍵となる重要な層に網掛けや記号を挿入するなど、層序の特徴がよ

			<p>くわかるよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区が広範囲におよぶ場合は、重要な層の起伏の特徴を表すような土層断面模式図を作成する。</li> </ul>
	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>層序の特徴を最もよく表した断面写真等。</li> </ul>	
第3節 発見した遺構と遺物	文章	<p>[遺構]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺構全体の概要（検出面や種類・数量等を示す）、種別ごとの概要を示した後、個別の遺構の内容を記述する。</li> <li>個別遺構の記述にあたっては、遺構の性格や内容に応じて記述する。例えば、堅穴建物や掘立柱建物等は遺跡を構成する主要な遺構であり、個々の内容を詳細に記述する必要がある。</li> <li>遺構内における遺物の出土状況は、遺構の時期や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解するうえで必要と判断した遺物は、出土層位と特徴を記述する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の形状や規模等の客観的な記載だけでなく、遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等も簡潔に言及する。</li> <li>すべての遺構について個別に記述する必要はなく、小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等は、一覧表に記載したうえで全体の傾向等を記述する場合もある。</li> </ul>
		<p>[遺物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺物全体の種類や年代、おおよその出土量（コンテナ数等で示す）等の概要を記述する。</li> <li>実測図を掲載したものについての選択基準を示す。</li> <li>遺跡・遺構を理解するうえで必要な遺物や、特筆すべき遺物は、個別に説明する。</li> <li>個別の説明以外に、遺物の分類基準を示し、全体の傾向や特徴等についても言及する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺物の個別説明は、冗長にならないよう、図や写真で良好に示される詳細等については、簡潔に記述する。</li> </ul>
	図面	<p>[遺構]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の配置図・全体図・個別図、遺物の出土状況図・ドットマップ等。</li> <li>*配置図：主要な遺構の構成と配置を容易に認識できるように模式的に示した図。</li> <li>*全体図：調査範囲で検出した遺構のすべてを掲載した図。調査区が広い場合は、分割して掲載してもよい。また、遺構個別図を作成しない遺構は、この図によって位置等を特定できるようにする。</li> <li>*個別図：遺構の平面実測図と断面実測図で構成され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構実測図には方位、位置（座標）および縮尺を表した物差し（スケールバー）、土層断面図には標高および縮尺を表す物差しを表示する。</li> <li>付図や折込図は、紛失しやすく、利用しにくい場合もあるため、なるべく避けることが望ましい。</li> </ul>

	<p>た図。</p> <p>* 出土状況図：遺構から出土した遺物の状況を示した図。遺物が原位置を保ち、出土状況に意味があるので、遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。平面実測図のみで表現されることが多いが、必要に応じて断面実測図を組み合わせる。</p> <p>* ドットマップ：遺物が出土した位置をドットで示した図。遺物の分布や接合関係に意味があり、遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。</p>	
	<p>[遺物]</p> <p>・実測図・拓本・分類図等。</p> <p>* 実測図：遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等、遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。遺構の時期を決定する遺物、遺構出土一括遺物は器種構成や数量比、分類等を考慮し、それぞれ必要な量を掲載する。なお、拓本は、有効性が認められる場合に用いる。</p> <p>* 分類図：土器、石器等の形態等に基づいた分類図。遺物が多量に出土し、その特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。</p>	<p>・実測図には縮尺を表す物差しを表示する。</p> <p>・各遺物の縮尺率は、遺物種別・器種・分類等それぞれにおいて統一することが望ましいが、特殊なものは大きさや特徴に即して決める。</p>
写真	<p>[遺構]</p> <p>・全体写真・個別写真・遺物出土状況写真等。</p> <p>* 全体写真：調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。遺跡全体の中で調査区の位置がわかるものもあると良い。</p> <p>* 個別写真：遺構機能時の全景写真を原則とするが、必要に応じて、構築過程や廃絶後の状況を示す写真、遺構に付属する施設の詳細を示す写真等も掲載する。</p> <p>* 遺物出土状況写真：遺構の年代・性格等をよく表す遺物の写真や、遺構と遺物の関係を示す写真等を掲載する。</p>	<p>・斜め上方から撮影した写真と垂直写真それぞれの有効性を理解したうえで、必要なものを選択して掲載する。前者は、土地の起伏や遺構の深さ等遺跡や遺構の立体感を表すことに優れ、後者は、遺構の配置状況を示すことに優れている。</p>
	[遺物]	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別写真，集合写真等。</li> <li>*個別写真：遺物の質感，胎土，色調，遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図の縮尺に必ずしも合わせる必要はない。</li> <li>*集合写真：遺物の組成や大きさ・質感等の多様性を表現するといった目的を明確にして遺物を選択し撮影する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として，実測図を掲載した遺物の個別写真を掲載する。</li> </ul>
表	<p>[遺構]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構一覧表，土層観察表等。</li> <li>*遺構一覧表：遺構の形状や規模等を記載した一覧表。文章で記述しなかった遺構も，必要に応じて選択して掲載する。</li> <li>*土層観察表：各遺構の層名・土色・土質・含有物・遺物包含状況，さらにはその層の成因や性格等を記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土層観察表は，図と表を容易に対応させるために，断面図と同一のページに掲載するのが望ましい。同一ページに収まらない場合は，近接したページに掲載するなどの工夫が必要である。</li> </ul>
	<p>[遺物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物観察表等。</li> <li>*遺物観察表：遺物番号・出土地点・層位・器種・法量等の基本項目に加えて，特記事項や実測図等で表現できないことや，土器の胎土，石器の石材，木器の樹種等を記載する。実測図や写真を掲載したものは，図や写真と対応させるために，それらの位置（図や写真の番号等）も記載する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺物観察表は，実測図と同一のページに掲載すると，図と表を対容易に対応できるという利点がある。ただし，実測図を掲載しない遺物も観察表に載せる場合は，巻末にまとめるなど，利用しやすくするための工夫が必要である。</li> </ul>

【第4章 自然科学的分析】・【第5章 総括】・【報告書抄録】

記載項目	記載内容	留意事項
自然科学的分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査の成果をより総合的に理解するために行った自然科学的分析結果がある場合に記載する。</li> <li>・分析には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書全体の量を考慮して，分析結果の占める割合が過度にならないよう，分析者とあらかじめ調整する。</li> </ul>
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査によって把握された，遺構・遺物等の特徴から，遺跡全体の構造や性格，変遷等の客観的事実の整理およびその遺跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括に割く分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね</li> </ul>



	<p>が地域の歴史の中でもつ意味や位置付け等を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する学術的知見等も踏まえつつ、調査成果について主に考古学的手法を用いて記述する。</li> <li>・発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が作成する。</li> </ul>	<p>数%から10%程度とする。なお、出土資料の編年や類例の検討等についてより詳細な分析が必要な場合は、分量が増加することもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡の理解に直接関わらない論文等は掲載しない。</li> </ul>
報告書抄録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員、遺跡で得られた成果等を所定の様式および記載要領(文化庁文化財部記念物課『発掘調査のてびき—整理・報告書編—』pp. 162-163)に従って記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として巻末に掲載する。</li> <li>・本文目次に掲載頁や位置を明示することが望ましい。</li> </ul>

### 3. 報告書の体裁・形態

報告書は、現状保存できなかつた埋蔵文化財の唯一の記録であることから、保存性・精度・利活用と情報の真正性の確保が求められる。現時点では、これらの要件を満たすものは印刷物であり、長期間にわたる保存が可能な印刷方法、製本方法、紙質等を選択する必要があるが、過剰に華美な体裁にならないように注意する。

また、印刷物の「版下」として位置づけられる高精度PDFを、バックアップとして印刷物とともに保存する必要がある。

### 4. 報告書の刊行

報告書の刊行は、発掘調査単位を基本とするが、同じ遺跡で発掘調査が複数次にわたる場合には、報告書を同一の印刷物にまとめて掲載する、対象面積が狭小、あるいは検出遺構・遺物が僅少などで得られた情報が少ない場合には年報等に掲載するなど、調査の進行や規模等に応じた適切な方法を選択する。

報告書の刊行部数は、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で行われる発掘調査では基本的に300部を上限としており、原因者負担による発掘調査においてもこれに準ずる。報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があるという観点から、刊行は、発掘作業終了後おおむね3年以内に行う必要がある。発掘作業や整理等作業が長期に及ぶ場合等、やむをえない事情により3年以内の刊行が難しい場合は、概報<sup>(注1)</sup>の刊行や、調査の概要を年報等に掲載するといった措置をとる。

注1 報告書の刊行に先立ち、遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行され

ることを前提に刊行する。

## 第5章 発掘調査資料の保管と活用

埋蔵文化財は、国民の文化的資産として後世に残すものであり、発掘調査で作成した記録類および資料類や出土遺物は、埋蔵文化財の記録保存のために重要かつ不可欠のものであることから、遺跡が所在する地方公共団体は、これらを将来にわたって安全・確実に保管しなければならない。また、文化財の普及・活用等の活動を通じて、多くの人々が埋蔵文化財に親しみ、地域の歴史について理解を深めることになるため、発掘調査資料を積極的に公開する必要がある。

### 1. 記録類や出土遺物の保管と活用

発掘調査を行った地方公共団体は、発掘調査の記録類や整理等作業で作成した資料類、出土遺物および発掘調査報告書を適切に保管し管理しなければならない。台帳等を作成し適切に管理するとともに、火災や災害等に備え、記録類や出土遺物の種類・内容によって保管・管理方法を工夫する必要がある。特に遺物については、『出土品の保管について』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、平成15年10月）を参照して、適切に保管する。

地方公共団体は、埋蔵文化財の価値、発掘調査の意義等に関する理解の促進を図るために、調査成果の積極的な活用に努めなければならない。発掘調査資料を安全・確実に保管するとともに、発掘調査報告書と容易に照合できる方法を工夫するなど、利用しやすい状態にしておくことが大切である。

また、発掘調査資料は、展示等により広く公開する必要がある。特に、展示の主要な要素となる出土遺物については、土器の復元（26頁）や脆弱遺物の保存処理（27頁）等を実施するなど、資料の視覚的な認識を高めるとともに、取り扱いの容易さにも配慮した活用のための有効な方策が望まれる。さらに、一般向けのわかりやすい概説書やパンフレット等による普及資料の作成、講演会の開催等の積極的な情報発信にも努めることで、発掘調査時における現地説明会（公開）以外にも多くの人々が調査成果にふれる機会を設け、埋蔵文化財への理解の促進と地域の活性化を図ることが必要である。

### 2. 発掘調査報告書の公開と活用

地方公共団体は、管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに、関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し、広く活用できる措置を講ずる必要がある。特に、国立国会図書館<sup>(注1)</sup>および奈良文化財研究所へ配布することによって、書誌情報は管理され、確実な保管が担保されるとともに利用環境の向上が図られる。近年では、インターネットを利用したPDFによる発掘調査報告書の公開が盛んになったが、奈良文化財研究所が運営する「全国遺跡報告総覧」に積極的に参加することで、発掘調査の成果が国内外に効果的に発信され、地域の歴史がより多くの人々に注目されるようになっている。

また、管内では、発掘調査報告書を地域住民が利用しやすいように、図書館、博物館、公民館等の公共的な施設を中心に配布する。その際にも多様な利用形態に対応できる保管・利用環境の充実に努

めるとともに、刊行した発掘調査報告書の目録を作成するなど、適切に管理し利用に備えることが大切である。

注1 日本国内で出版された出版物は、国立国会図書館法第二十四条の二により、国立国会図書館への納本が義務付けられている。

# 発掘調査安全衛生管理マニュアル

平成 26 年 11 月 1 日適用

改正：平成 31 年 4 月 1 日

## 目 次

- I はじめに
- II 安全衛生管理体制
- III 安全衛生教育
- IV 発掘調査現場での安全管理
- V 発掘調査現場事務所の設置・管理等
- VI 緊急時の対処・連絡体制
- VII 点検
- VIII 出土遺物整理作業（室内）における安全管理
- IX 事故発生時の対応等

### （添付資料）

- ・関連法令等
  - ・宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程
  - ・労働安全衛生法・同施行令・規則（抜粋）

## I はじめに

当マニュアルは、当課が実施する埋蔵文化財発掘調査（以下、発掘調査）及び発掘調査に伴う遺物整理作業（以下、遺物整理作業）を「労働安全衛生法」に基づき安全に遂行するための留意事項等を記載したものである。発掘調査及び遺物整理作業時の発掘調査員は、当マニュアルを基に発掘調査現場等における安全衛生管理を徹底していく必要がある。

なお、当マニュアルは、基本的に文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』の 62～69 頁に記載されている「発掘作業の運営と安全管理」に準拠しているので、併せて参照していただきたい。

## II 安全衛生管理体制

職員の安全及び衛生管理については「宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定」（平成 2 年 10 月 5 日 宮城県教育委員会訓令甲第 4 号）による。このうち職員安全衛生管理者、安全衛生管理者等は以下のとおり定められている。

### 【職員安全衛生管理者】

宮城県教育委員会では、安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き、宮城県教育委員会教育長をもって充てる（宮城県教育委員会職員

安全衛生管理規程第 5 条）

### 【職員安全衛生管理責任者】

職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き、福利課長をもって充てる（同規程第 7 条）

### 【安全衛生管理者】

本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる（同規程第 8 条）

- (1) 本庁 福利課長
- (2) 地方機関等 所属長

### 【発掘調査安全衛生管理者】

文化財課（以下、当課とする。）が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生管理者を置き、当課長をもって充てる。発掘調査安全衛生管理者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について、指示を与えること

### 【発掘調査安全衛生推進者】

当課が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生推進者を置き、当課埋蔵文化財第一・第二班長をもって充てる。発掘調査安全衛生推進者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について、監督し、これを指導すること

### 【作業主任者】

発掘現場及び整理作業現場に作業主任者を置き、発掘調査安全衛生管理者は技能講習（地山の掘削、土止め等の支保工等）を終了した発掘調査員の中から選任する

## III 安全衛生教育

### 1. 安全意識の喚起

- ① 発掘調査員は、発掘調査現場における作業員の危険防止のため、この基準に定める必要な措置を講じなければならない
- ② 作業主任者は、発掘作業の開始にあたり、発掘作業員等に対して、安全管理体制や作業内

容、手順、工程ごとの留意点等の説明、健康管理や服装、それぞれの現場の条件にもとづいた留意事項の説明等を行い、安全に対する意識の喚起を図ること

## 2. 発掘調査時の服装・靴等

- ① 服装はできるだけ動きやすく、丈夫なものを選ぶこと
- ② 発掘作業中に杭や釘、枝や石等に引っかかったり、ベルトコンベアーに巻き込まれたりするような事故を防ぐため、袖や裾が広く開いたものや、金具が多くついた服装は避けること
- ③ 発掘作業は気候の影響を直接受けるので、気象条件に適した服装を心がけること
- ④ 発掘調査現場では保護帽（ヘルメット）を着用すること
- ⑤ 靴は作業内容に応じ長靴、安全靴、運動靴（スニーカー）等安全に配慮した靴を選択し履くこと

## 3. 通勤

- ① 事故を起こさず、事故に巻き込まれないよう、日頃から交通安全の意識向上を図るよう努めること
- ② 自動車やバイク・自転車など使用する交通手段の安全点検を怠らず、安全運転や適正な通勤経路を守るなど、安全な通勤に努めること
- ③ 体調管理を徹底すること
- ④ 飲酒運転・酒気帯び運転・危険運転は絶対に行わないこと

## IV 発掘調査現場での安全管理

### 1. 環境整備等

#### 【発掘調査現場の明示と安全対策】

- ① 発掘調査員は、現場への第三者の立ち入りを制限するため、周囲を柵やフェンスなどで囲うとともに、立ち入りを禁じ、注意を喚起する標識を設置すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること
- ② 発掘調査員は安全確保のため、発掘調査地内での状況に応じて、各種フェンス等を設置するなど、導線を整備すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること

- ③ 発掘調査員は、市街地等周辺住民との接触が多い場所での発掘調査に当たっては、特に安全対策や騒音対策に留意すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること

#### 【埋設物等】

- ① 発掘調査安全衛生推進者は、発掘調査着手前に関係機関と協議して調査区及びその周辺における上下水道管・暗渠・地下電線等の埋設物の有無を確認すること
- ② 土中には、人体に悪影響を及ぼす可能性のある産業廃棄物などの物質が含まれていることがあるので、存在を把握した時点で、発掘調査安全衛生推進者は、すみやかに関係諸機関と以後の対応を協議すること

#### 【気象条件】

- ① 発掘調査員は、大雪・大雨・強風・熱暑・落雷などにより、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。発掘調査安全衛生推進者は気象警報が発せられ発掘調査の実施について危険が予想されるときは、発掘現場を巡回し発掘調査員に災害防止に向けた適切な指示を行うこと
- ② 落雷・突風・竜巻など発掘作業中の急激な気象条件に対処するため、発掘調査安全衛生推進者は気象情報の収集手段を確保し、避難場所についてもあらかじめ指定しておくこと
- ③ 台風などの強風や大雨の事態を想定して、日頃から、テントやトイレ、一輪車、看板などの設置場所に留意し、必要に応じて固定するなどの措置をとっておくこと
- ④ シート等は土嚢等でしっかりと固定すること

#### 【健康管理】

- ① 各自の健康状態を把握し、健康管理に努めること
- ② 夏季や湿度の高い日に作業する場合には、日陰等で適時休憩をとるとともに、水分と塩分、ミネラルを随時補給するなどして、熱中症予防に努めること
- ③ 熱中症などの予防については、環境省の熱中症予防情報や大気汚染（光化学オキシダント）の注意報・警報ほかの情報の共有にも努め、発掘

作業中も迅速に対処できるようにすること

**【休憩所】**

原則として2週間以上の期間に及ぶ発掘調査現場には、発掘調査員や作業員の人数に応じて適切な休息設備を設置し、飲料水を確保すること

**【トイレの設置】**

発掘調査現場には、発掘調査員や作業員の人数に応じて適切にトイレを設置しなければならない

**2. 発掘調査実施前の留意点**

**【発掘調査の計画】**

発掘調査員は、発掘調査を行う場合、次の項目について作業及び周辺の事前調査を行い、安全対策を含めた調査の計画を立てなければならない。

- (1) 地山の形状、地質及び地層の状態
- (2) 地山の亀裂、含水、湧水の有無及び状態
- (3) 空中架線、構造物等の倒壊および損壊による危険の有無
- (4) ガス管、水道管、地中電線等地下埋設物による危険の有無
- (5) 産業廃棄物その他人体に有害又は危険を及ぼすものの有無（明かり掘削における掘削面の勾配と高さの基準）

**3. 発掘調査作業時の留意点**

**【掘削の基本事項】**

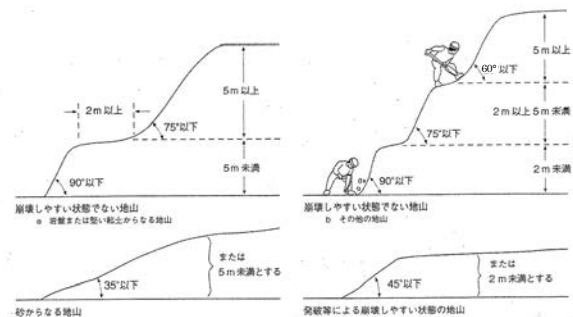
- ① 掘削面の高さが2m以上となる掘削作業は、掘削深度や土質に対する勾配が定められており、原則、これに従うこと（表1・図1）
- ② 掘削面の高さが2m未満であっても、軟弱な土質では緩やかな勾配をとるなど適切に対応すること
- ③ 安定勾配を確保した場合でも、湧水や長期間の開口により壁面が崩落するおそれもあるので、亀裂の有無や崩落の危険性がないか、常に状態の把握に努めること
- ④ 掘削などに重機を用いる場合は、作業範囲内や作業路周辺への立ち入りを禁止し、移動する際は合図等で注意を呼びかけ、発掘作業員等が重機に接触しないようにすること
- ⑤ 傾斜地や低湿地での調査は、特に十分な安全対策等を講じること
- ⑥ 各遺構（特に急傾斜地や下記横穴等の遺構）の

調査を実施するに当たって資格が必要な場合は、有資格者の立ち会い（指導・助言）の下で調査を進める必要がある（別紙1）

表1 掘削面の勾配と掘削面の高さ

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他の地山	2 m未満	90°
	2 m以上 5 m未満	75°
	5 m以上	60°

図1 掘削面の勾配



**【井戸・横穴・窯等の深く掘る調査を行う時の留意点】**

- ① 井戸、土坑（穴）、濠（溝）、窯などの深い遺構の掘り下げに当たっては、転落防止の措置だけではなく、土砂崩落や落盤を防止するため、法令の定めに従った発掘方法をとること
- ② 井戸などの深い遺構は、酸素の状態を把握し、酸欠防止に努めるとともに、深さに応じて地山を断ち割るなど、安全に対する十分な配慮をすること
- ③ 一連の作業が終了したのちは、深い遺構はすみやかに埋め戻すなどして、危険を回避する対策をとること
- ④ 事業者が発掘調査現場を引き渡す際にも安全管理について協議すること

**【重機使用時の留意点】**

- ① 重機の搬入・搬出ルートを事前に運搬業者と協議し、道路路面、路肩、建物等を破損しないよう十分留意すること
- ② 表土除去作業等で重機等を使用する際は、バッ

クホーの回転範囲、ブルドーザー・キャリアダンプ等の稼働範囲に発掘調査員、作業員が入らないよう十分に留意すること

#### 【ローリングタワー使用時の留意点】

- ① 規定の部材を適切に使用すること
- ② 設置・解体を安全に行うスペースを確保し、地盤が沈下するおそれのないところに水平に設置すること
- ③ 3段（5m未満）を限度とし、手すりを設けること
- ④ 状況に応じてローリングタワーをロープ等で固定し、安定を図ること
- ⑤ 2段以上組み立てた状態で移動しないこと
- ⑥ 強風、雨、落雷のおそれがある時は、ローリングタワーの設置・解体、写真撮影は行わないこと

#### 【ベルトコンベアー等使用時の留意点】

- ① ベルトコンベアーを使用するときは、丈夫な架台を用いて固定した状態で使用するとともに、接触あるいは巻き込みなどによる事故のないよう十分に留意すること
- ② 水中ポンプや発電機などと同様に、エンジンやプーリー（ローラー）部分に覆いがあることを確認すること
- ③ 重量物のため、移動の際には細心の注意を払うこと

#### 【足下の確認】

- ① 常に足元に注意して作業を行い、傾斜地や雨天の後など滑り易い場所では、階段の設置、板等の敷設などにより安全確保に努めること
- ② 調査区にかけたシートの下にある遺構は資材等で塞ぐか、形状に合わせたシートの保護を行い、その措置の施されていないシートの上は絶対に歩かないこと
- ③ 遺構の縁やセクションベルトの上など、崩れ易い場所は歩かないこと
- ④ 調査区内に機材等を散乱させないこと
- ⑤ 作業終了後、遺構を覆うシートの下には発掘用具を置かないこと
- ⑥ 発掘現場の溝や調査区の段差には、適切な資材による橋や階段を設けること

## V 発掘調査現場事務所の設置・管理等

### 【出土遺物・機材等の管理等】

- ① 発掘調査現場事務所（以下、事務所）・トイレ等の衛生管理を徹底すること
- ② 事務所では火災発生の防止に十分留意するとともに、適正な規模の消火器を設置すること
- ③ 貴重な出土品や機材は、施錠できる棚等に保管するなど、保管している出土品や発掘記録・機材の管理、盗難防止策を徹底すること
- ④ 事務所には救急用具や薬品を常備し、作業員等に設置場所等を周知すること
- ⑤ 灯油、ガソリン等の燃料は、火気から離れた場所に保管し、施錠すること

## VI 緊急時の対処・連絡体制

### 【緊急連絡網・応急措置】

- ① 事故発生時に迅速な組織的対応ができるよう、緊急連絡網を整備すること
- ② 消防署や救急病院などの連絡先は事務所に明示し、発掘作業に携わる複数の者が常に把握できる状態にしておくこと
- ③ ケガ人や急病人がでた場合は、あわてずに正しく対処できるように、応急処置についての正確な知識をもち、その方法について十分に習熟しておくこと

## VII 点検

### 【発掘調査現場・機材等の点検】

- ① 発掘区や事務所などの安全点検を定期的にも実施し、安全衛生管理を徹底すること  
（別紙2：発掘調査における安全衛生点検票）
- ② 発掘作業に用いる機材の点検を欠かさないようにすること
- ③ 電気機器を用いる場合は、感電による事故を防止するため、漏電防止措置を講じるとともに、配線やコード類の損傷や老朽化の有無を点検すること
- ④ 除草・伐採した草木の適切な処理や火災の防止などの安全管理を徹底すること

## VIII 出土遺物整理作業（室内）における安全管理

### 【出土遺物等の保管・移動時の留意点】

- ① 出土遺物等を保管する平箱等の積み上げは高さ2m未満とする
- ② 出土遺物等の積み上げ・積み降ろし作業を行う場



合は、発掘調査員の指示のもとで足場の安全を確保し、十分な人員で行うこと

#### 【粉塵等に対する留意点】

金属製品の錆落とし、石膏等による土器の復元等粉塵が発生する作業を行う場合は、十分な通風・換気を確保するほか、防塵マスクや保護用眼鏡等の防護具を装着すること

#### 【有機溶剤等使用時の留意点】

- ① シンナー・アセトン等の有機溶剤の保管・管理に当たっては十分に留意すること
- ② アセトン等の有機溶剤を使用しての室内作業を行う場合は、十分な通風・換気を確保するほか、火気を近づけないなど十分に留意すること

#### 【消火器の配置】

遺物整理の施設等には適正な規模の消火器を設置すること

#### 【健康管理】

室内作業においても、上記Ⅳの1の【健康管理】同様、留意すること

### IX 事故発生時の対応等

#### 【事故発生時の処置等】

- ① 被害者の救出を最優先すること
- ② 負傷者が発生している場合はケガの状況等を把握し、必要に応じ救急車の要請等を行うこと
- ③ 可能な場合は負傷者に応急処置を施すこと
- ④ 二次災害、後続事故等が発生しないよう適切な防止処置を講ずること
- ⑤ 上記措置を講じた後、直ちに文化財保護課ほかに関連すること

#### 【事故後の対応】

- ① 上記措置を講じた後、すみやかに事故発生に係る必要書類を文化財保護課に提出すること
- ② 再発防止策を講ずること

#### 附 則

このマニュアルは、平成26年11月1日から適用する。

#### 附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から適用す

## 地山の掘削作業以外の作業主任者について

発掘調査・整理作業現場では、地山の掘削作業以外にも危険を伴う作業がある。

下記作業の実施に当たり、労働安全衛生法・規則に定められた有資格者の確保・講習・教育等が必須又は必要な場合があるので、調査内容を検討の上、有資格者の確保等に十分に留意すること。

なお、当課に有資格者が不在の場合は、当該業務の委託も検討すること。

### 記

- **玉掛けの業務【労働安全衛生規則第36条第19号】**  
重量物の吊り上げ作業を行う場合
- **ずい道等の掘削作業主任者【労働安全衛生規則第383の2条】**  
窯跡・横穴墓・横穴式石室等、天井部の残る遺構の掘削作業を行う場合
- **酸素欠乏危険作業主任者【酸素欠乏症等防止規則第11条】**  
井戸跡等、酸欠の恐れのある遺構の掘削作業を行う場合
- **有機溶剤の取扱い作業主任者【有機溶剤中毒予防規則第19条】**  
屋内作業場で有機溶剤を取扱う作業を行う場合
- **チェンソー作業員特別教育【労働安全衛生規則第36条第8号の2】**  
チェンソーにより作業を行う場合
- **丸のこ等取扱い作業員従事者教育【平成22. 7. 14 基安発 0714 第1号】**  
丸のこ等により作業を行う場合
- **刈払機取扱い作業員に対する安全衛生教育【平成12. 2. 16 基安発第66号】**  
刈払機により作業を行う場合

## 発掘調査における安全衛生点検票(案)

宮城県教育庁文化財課

●遺跡名: 遺跡

●記入者:

点検項目(1/2)	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 労災保険					
・ 加入手続きは終了しているか					
◆ 安全衛生教育					
・ 作業開始前の教育は行ったか					
・ 日常的に諸注意を行っているか					
◆ 衛生管理					
・ トイレは設置してあるか					
・ 通路は確保してあるか					
・ 飲料水に病気誘発の恐れはないか					
・ 応急措置のための救急薬品・用品はあるか					
◆ 火災の防止					
・ 火気(喫煙・漏電・加熱等)の注意は万全か					
・ 発掘調査現場事務所に消火器は設置されているか					
・ 燃料の保管は万全か					
◆ 連絡体制					
・ 緊急時の連絡体制は整っているか					
◆ 発掘機材					
・ 発掘機材で整備不良のものはないか					
・ その他機材で破損等の恐れがあるものはないか					
◆ 発掘作業における安全管理					
・ 発掘調査区の勾配、高さは安全か					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 埋設物等はないか					
・ ヘルメットを着用しているか					
・ 各作業に入る前、作業員に対し作業内容を十分説明したか					
・ 特に足下が悪いなど作業条件が悪い場合、注意喚起を行ったか					
・ 柵・標識などの設置は適切に行われているか					
・ 発掘調査現場内に機材の散乱及び危険物はないか					
・ 崩落の恐れがある遺構は、調査終了後に埋め戻すなどの措置を講じたか					
・ 転落等の恐れがある穴等を板で覆うなどの措置を講じたか					

点検項目(2/2)	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 発掘作業における人員配置					
・ 安全管理者を決めているか					
・ 調査員数に対し作業員数は適正な人数か					
・ 作業内容に対し作業員数は適正な人数か					
・ 高齢者などに対する配慮が行われているか					
◆ 横穴・窯などの調査					
・ 落盤の恐れはないか					
・ 入り口付近で土砂崩落の恐れはないか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ 土坑・井戸の調査					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 土砂崩落を防止する措置を講じているか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ ローリングタワーの設置・解体					
・ 部品は規格どおり揃っているか					
・ 設置地盤は安定しているか					
・ 1段目で、水平・垂直確認を行ったか					
・ 規格どおりの組み立てを行ったか					
・ 安全帯は必要ないか					
・ 2段以上組み立てたまま移動していないか					
◆ ベルトコンベアー・水中ポンプなど					
・ エンジン部分等に覆いはあるか					
・ 作業中に給油、清掃等を行っていないか					
・ 移動に十分な人員配置を行っているか					
・ 安全に固定・設置されているか					
◆ 重機					
・ 重機の回転範囲に人はいないか					
・ ブルドーザーの可動範囲に人はいないか					
安全管理者(現場チーフ)確認印					

レ:問題なし    △:注意    ×:問題あり・作業中止

問題がある事項・改善策

# 宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程

(平成2年10月5日 宮城県教育委員会訓令甲第4号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 職員の安全及び衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号。)及びその他の法令に別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 宮城県教育委員会行政組織規則(昭和41年教育委員会規則第4号)第3条第2項に規定する本庁をいう。
- (2) 地方機関等 宮城県教育委員会行政組織規則第3条に規定する地方機関及び教育機関をいう。
- (3) 職員 本庁、地方機関及び教育機関の一般職の常勤職員をいう。
- (4) 所属所 本庁の各課室及び各地方機関等をいう。
- (5) 所属長 所属所の長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長、健康管理医その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### 第1節 職員安全衛生管理者等

(職員安全衛生管理者)

第5条 安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き、教育長をもって充てる。

(職員安全衛生管理者の代理者)

第6条 職員安全衛生管理者が事故等やむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として職員安全衛生管理者の代理者を置き、教育次長をもって充てる。

(職員安全衛生管理責任者)

第7条 職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き、福利課長をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第8条 本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課長

(2) 地方機関等 所属長

(安全衛生管理者の職務)

第9条 安全衛生管理者は衛生管理者又は衛生推進者を指揮するとともに次の業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関すること。

(安全衛生管理者の代理者)

第10条 安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として安全衛生管理者の代理者を置き、次の各号に応じ当該各号の掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課長補佐

(2) 地方機関等 所属長の次席の職

(健康管理医)

第11条 健康管理医とは安衛法第13条に規定する産業医をいい、本庁及び地方機関等に置く。

2 健康管理医は、教育委員会が選任する。

(健康管理医の職務)

第12条 健康管理医は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
  - (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
  - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者等を指導し、助言することができる。
- 3 健康管理医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の選任)

第13条 所属長(本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。)は、所属職員(本庁にあっては本庁職員)のうちから、安衛法第12条1項及び安衛法第12条の2の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を選任しなければならない。

- (1) 50人未満 衛生推進者 1人
- (2) 50人以上 200人以下 衛生管理者 1人
- (3) 200人を超え 500人以下 衛生管理者 2人

2 所属長は、衛生管理者又は衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生管理者・衛生推進者選任報告書(様式第1号)により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者及び衛生推進者の職務)

第14条 衛生管理者又は衛生推進者は、安全衛生管理者及び健康管理医の指揮を受け、職員の健康に配慮し、職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断その他健康保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者又は衛生推進者は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生担当者)

第15条 所属長は所属職員のうちから衛生担当者を1名選任しなければならない。

2 前項の衛生担当者は、衛生管理者又は衛生推進者を補助する。

3 第13条第2項の規定は、第1項の衛生担当者の選任について準用する。

(作業主任者)

第16条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は、当該作業の従事する職員のうちから安衛法第14条の規定に基づく作業主任者を1名選任しなければならない。

2 前項の作業主任者は、作業に従事する職員を指揮し、機械の安全点検、工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、第1項の作業主任者の選任

について準用する(様式第2号)。

第2節 職員安全衛生委員会及び衛生委員会

(設置)

第17条 教育委員会に職員安全衛生委員会を置き、本庁及び地方機関等に衛生委員会を置く。

(所掌事務)

第18条 職員安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、健康管理医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

2 衛生委員会は、次の事項を審議し、本庁においては福利課長、他の所属所においては所属長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること。
- (5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(委員の構成)

第19条 職員安全衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 本庁の各課室長
- (4) 安全衛生管理者のうちから職員安全衛生管理者が指名する者
- (5) 健康管理医(本庁所属)
- (6) その他必要に応じて、職員安全衛生管理者が認める者

2 衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 安全衛生管理者又はその代理者
- (2) 健康管理医(選任されている所属所に限る。)
- (3) 衛生管理者又は衛生推進者
- (4) 職員のうちから衛生に関して経験を有する者のうち所属長が指名する者

(委員の任期)

第20条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の委員の

任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

**第 21 条** 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の会議の議長は、それぞれ第 19 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 1 号に規定する委員が行う。

- 2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

**第 22 条** 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、議長が招集する。

- 2 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。
- 4 職員安全衛生委員会の庶務は、福利課において処理し、衛生委員会の庶務は、本庁にあっては福利課、地方機関等にあっては庶務を担当する班又は所属長が指名する者において処理する。

(報告)

**第 23 条** 所属長(本庁にあっては福利課長。次項において同じ。)は、委員を指名したときは、衛生委員会委員選任報告書(様式第 3 号)により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 2 所属長は、衛生委員会の会議を開いたときは、その都度衛生委員会開催状況報告書(様式第 4 号)により職員安全衛生管理者に報告するものとする。

### 第 3 章 事前管理

(安全衛生管理者等に対する教育等)

**第 24 条** 職員安全衛生管理者は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

(職場環境の維持管理)

**第 25 条** 所属長は、厚生労働大臣の定める事務所衛生基準等に従い、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所及び勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、騒音防止及び危険防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第 26 条** 所属長は、有害なガス、放射線等有害物から職員を保護するため必要な措置を講じなければならない。

(職場環境測定評価等)

**第 27 条** 所属長は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い、職員の作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持する必要があると認められるときは、施設又は設備の整備、健康診断の実施その他適切な措置を講じなければならない。

(健康の保持増進のための措置)

**第 28 条** 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条の規定により実施する厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康相談)

**第 29 条** 健康管理医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(精神衛生)

**第 30 条** 所属長は、精神疾患予防のため、職員の融和、身上相談等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者については、健康管理医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、その他必要な事項については別に定める。

(予防接種等)

**第 31 条** 職員安全衛生管理者は、職員に伝染病等の発生のおそれがあると認められるときは、直ちに予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

### 第 4 章 健康管理

(健康診断)

**第 32 条** 職員安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 結核健康診断
- (4) 特殊業務従事職員健康診断
- (5) 海外派遣職員の健康診断
- (6) 生活習慣病健康診断
- (7) 臨時健康診断

- 2 前項各号に掲げる健康診断の内容及び時期並びに実施方法等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

(健康診断の担当)

第33条 健康診断は、職員安全衛生管理者がその業務を  
検診機関等に委託して実施するものとする。

(健康診断の周知)

第34条 職員安全衛生管理者は、健康診断を行うときは、  
所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに職員  
に周知するとともに、職員が定められた期日又は期間  
内に健康診断を受診させなければならない。

第35条 削除

(受診の義務)

第36条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断  
を受けなければならない。

2 定期健康診断において、指定された期日又は期間内  
に受診できなかった職員は、速やかに医療機関等が行  
う健康診断を受け、診断書又はその結果を証明する書  
面を所属長に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第37条 健康診断の際、現に当該健康診断の対象となる  
疾病の治療中の者又は当該疾病について医師の管理を  
受けている者については、健康診断を免除することが  
できる。

(健康診断の結果通知等)

第38条 健康診断を実施した検診機関等は、別表1の判  
定区分により判定した結果を、健康診断を受けた職員  
及び所属長に対し通知するとともに、職員安全衛生管  
理者に報告しなければならない。

2 職員安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときに  
必要と認める場合は、所属長及び健康診断を受けた職  
員に対し適切な指示を与えなければならない。

(健康診断の結果の保存)

第39条 所属長は、職員の健康診断の結果を5年間保存  
しなければならない。

## 第5章 事後管理

(事後措置)

第40条 所属長は、健康診断の結果に基づき、別表2の  
健康管理指導区分により、適切な措置を講じなければ  
ならない。

## 第6章 雑則

(秘密の保持)

第41条 職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知  
り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の経由)

第42条 この訓令に基く職員安全衛生管理者に提出す

る書類は、職員安全衛生管理責任者を經由しなければ  
ならない。

(職員の異動に伴う措置)

第43条 所属長は、所属の職員に異動があった場合は、  
健康管理に関する記録を職員の異動先の所属長に送付  
しなければならない。

(臨時職員等への準用)

第44条 第2条第3号の規定にかかわらず臨時職員、非  
常勤職員等について、職員安全衛生管理者が必要と認  
めた者については、予防接種及び健康診断を受けさせ  
ることができる。

(その他)

第45条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生  
管理について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成2年10月1日から施行する。  
(宮城県教育庁等職員健康管理規程の廃止)
- 2 宮城県教育庁等職員健康管理規程(昭和30年宮城県  
教育委員会訓令第1号)は廃止する。

附 則(平成13年1月5日教育委員会訓令第  
1号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成21年3月24日教育委員会訓令第  
4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日教育委員会訓令第  
2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。



別表1 判定区分

判定区分	異常を認めず	異常が認められないものをいう
	要観察	定期的に医師による観察指導が必要なものをいう
	要再検査	早期に再検査が必要なものをいう
	要医療	医師による医療行為が必要なものをいう

別表2 健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	判定基準		
生活 規 正 の 面	A(要休業)	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B(要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休暇勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C(要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D(健康)	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1(要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2(要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3(健康)	医師による直接の医療行為または指導を必要としないもの	

健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。

## 労働安全衛生法（抜粋）

（昭和四十七年法律第五十七号）

（最終改正 平成二十九年五月三十一日法律第四十一号）

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### 第二章 略

### 第三章 安全衛生管理体制

#### （総括安全衛生管理者）

**第十条** 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

#### （作業主任者）

**第十四条** 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた

者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

#### 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

- 第二十五条之二** 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。
- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
  - 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
- 2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

### 労働安全衛生法施行令 (抜粋)

(昭和四十七年政令第三百十八号)

(最終改正 平成三十年四月六日政令第百五十六号)

内閣は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

**第二条** 労働安全衛生法(以下「法」という。)第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
- 二 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館

業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

(作業主任者を選任すべき作業)

**第六条** 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴わず積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十の三 ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

十一 掘削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業  
十五の二～二十三（略）

## 労働安全衛生規則（抜粋）

（昭和四十七年労働省令第三十二号）  
（最終改正 平成三十年二月九日厚生労働省令第十四号）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

### 第一編 通則

#### 第二章 安全衛生管理体制

##### 第五節 作業主任者

（作業主任者の職務の分担）

**第十七条** 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

（作業主任者の氏名等の周知）

**第十八条** 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

#### 第四章 安全衛生教育

（雇入れ時等の教育）

**第三十五条** 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。

- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

## 第二編 安全基準

### 第一章の二 荷役運搬機械等

#### 第一節 車両系荷役運搬機械等

##### 第一款 総則

（立入禁止）

**第五十一条の九** 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

### 第二章 建設機械等

#### 第一節 車両系建設機械

##### 第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

（接触の防止）

**第五十八条** 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

（合図）

**第二百五十九条** 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

## 第六章 掘削作業等における危険の防止

### 第一節 明り掘削の作業

#### 第一款 掘削の時期及び順序等

##### (作業箇所等の調査)

**第三百五十五条** 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

- 一 形状、地質及び地層の状態
- 二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 三 埋設物等の有無及び状態
- 四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

##### (掘削面のこう配の基準)

**第三百五十六条** 事業者は、手掘り（パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。）により地山（崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。）の掘削の作業を行なうときは、掘削面（掘削面に奥行きが二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。）のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ (単位m)	掘削面のこう配 (単位°)
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5未満	90
	5以上	75
その他の地山	2未満	90
	2以上5未満	75
	5以上	60

2 前項の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分が

あるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について、同項の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないように当該各部分の傾斜を保持しなければならない。

**第三百五十七条** 事業者は、手掘りにより砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になっている地山の掘削の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 砂からなる地山にあつては、掘削面のこう配を三十五度以下とし、又は掘削面の高さを五メートル未満とすること。
- 二 発破等により崩壊しやすい状態になっている地山にあつては、掘削面のこう配を四十五度以下とし、又は掘削面の高さを二メートル未満とすること。

2 前条第二項の規定は、前項の地山の掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できない場合について、準用する。

##### (点検)

**第三百五十八条** 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

##### (地山の掘削作業主任者の選任)

**第三百五十九条** 事業者は、令第六条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

##### (地山の掘削作業主任者の職務)

**第三百六十条** 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

##### (地山の崩壊等による危険の防止)

**第三百六十一条** 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを

禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(保護帽の着用)

**第三百六十六条** 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

## 第七章 荷役作業等における危険の防止

### 第一節 貨物取扱作業等

#### 第二款 はい付け、はいくずし等

(はいの昇降設備)

**第四百二十七条** 事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(はい作業主任者の選任)

**第四百二十八条** 事業者は、令第六条第十二号の作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

(はい作業主任者の職務)

**第四百二十九条** 事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- 四 はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

## 第十章 通路、足場等

### 第二節 足場

#### 第二款 足場の組立て等における危険の防止

(足場の組立て等の作業)

**第五百六十四条** 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
  - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
  - ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の選任)

**第五百六十五条** 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

**第五百六十六条** 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

### 第三編 衛生基準

#### 第六章 休養

##### (休憩設備)

**第六百十三條** 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

##### (休養室等)

**第六百十八條** 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

##### (給水)

**第六百二十七條** 事業者は、労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

2 事業者は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第九項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて飲用し、又は食器の洗浄に使用する水を供給するときは、当該水について次に定めるところによらなければならない。

- 一 地方公共団体等の行う水質検査により、水道法第四条の規定による水質基準に適合していることを確認すること。
- 二 給水せんににおける水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一(結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのあるとき又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのあるときは、百万分の〇・二(結合残留塩素の場合は、百万分の一・五)以上にすること。
- 三 有害物、汚水等によつて水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講ずること。

##### (便所)

**第六百二十八條** 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないうむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、

この限りでない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
- 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
- 四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。
- 五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- 六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

2 事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。